

洞 爺 湖 町 議 会 令 和 7 年 6 月 会 議

議 事 日 程 (第 3 号)

令和 7 年 6 月 1 8 日 (水曜日) 午前 1 0 時 0 0 分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 同意第 2 号 教育委員会教育長の任命について
- 日程第 3 報告第 3 号 令和 6 年度虻田郡洞爺湖町一般会計繰越明許費繰越額の報告について
- 日程第 4 報告第 4 号 令和 6 年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第 5 議案第 1 号 洞爺湖町デジタル手続条例の制定について
- 日程第 6 議案第 2 号 洞爺湖町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 3 号 洞爺湖町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 4 号 洞爺湖町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び洞爺湖町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 5 号 洞爺湖町集会所条例の一部改正について
- 日程第 1 0 議案第 6 号 工事請負契約の締結について
(洞爺湖温泉中央集会所解体工事)
- 日程第 1 1 議案第 7 号 工事請負契約の締結について
((仮称) あぶた保育所新築工事 (建築工事))
- 日程第 1 2 議案第 8 号 工事請負契約の締結について
((仮称) あぶた保育所新築工事 (電気設備工事))
- 日程第 1 3 議案第 9 号 工事請負契約の締結について
((仮称) あぶた保育所新築工事 (機械設備工事))
- 日程第 1 4 議案第 1 0 号 工事請負契約の締結について
(高砂団地 2 号棟改修工事 (建築工事))
- 日程第 1 5 議案第 1 1 号 工事請負契約の締結について
(コスモス団地 1 号棟改修工事 (建築工事))
- 日程第 1 6 議案第 1 2 号 令和 7 年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 1 7 議案第 1 3 号 令和 7 年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 1 8 議案第 1 4 号 令和 7 年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 1 9 議案第 1 5 号 令和 7 年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第

1号)

- 日程第20 意見書案第1号 消費税を緊急的に引き下げることを求める意見書(案)について
日程第21 意見書案第2号 国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める意見書(案)について
日程第22 意見書案第3号 戦後80周年にあたり歴史の教訓に向き合い、平和な世界に向けた立場を表明する談話を発することを求める意見書(案)について
日程第23 意見書案第4号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施設の充実・強化を求める意見書(案)について
日程第24 承認第1号 議員の派遣について
-

本日の会議に付した事件

日程第1～日程第24まで議事日程に同じ

出席議員(12名)

1番	石川邦子君	2番	小林真奈美君
3番	千葉薫君	4番	五十嵐篤雄君
5番	今野幸子君	6番	室田崇行君
7番	大屋治君	8番	大久保富士子君
9番	越前谷邦夫君	10番	石川諭君
11番	板垣正人君	12番	大西智君

欠席議員(0名)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	下道英明君	副町長	八反田稔君
総務部長	高橋秀明君	経済部長	佐野大次君
洞爺総合支所長	若木涉君	経済部長	篠原哲也君
洞爺総合支所副支所長	片岸昭弘君	総務課長	末永弘幸君

企画財政 課長	藤岡孝弘君	政策推進 課長	野呂圭一君
住民税務 課長	宮下信一君	健康福祉 課長	高橋憲史君
子育て支 援課長	平間義陸君	介護高齢 課長	鎌田智子君
観光振興 課長	田仁孝志君	産業振興 課長	仙波貴樹君
生活環境 課長	高橋謙介君	上下水道 課長	宮古義信君
地域振興 課長	後藤和郎君	会計 管理者	兼村憲三君
教育長	渋川賢一君	教育指導 参与	山本惠一郎君
教育推進 課長	細江幸恵君	社会教育 課長	角田隆志君
代表監査 委員	山口芳行君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	佐々木勉	書記	黒澤博美
庶務係	木村暁美		

◎開議の宣告

○議長（大西 智君） 皆さん、おはようございます。

現在の出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名について

○議長（大西 智君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により、4番、五十嵐議員、5番、今野議員を指名いたします。

◎同意第2号の上程、説明、任命

○議長（大西 智君） 日程第2、同意第2号教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

提案説明を受ける前に、当議案の審議の関係上、渋川教育長におかれましては、当議案の審議が終わるまで退席していただくようお願い申し上げます。

〔渋川教育長退席〕

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を求めます。

下道町長。

○町長（下道英明君） 同意第2号教育委員会教育長の任命についてでございます。

1ページ目をお目通しいただきたいと存じます。

洞爺湖町教育委員会教育長に下記の者を任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

記として、住所、虻田郡洞爺湖町高砂町91番地34ベルハピネス101。

氏名、渋川賢一氏でございます。

それでは、議案説明資料により、渋川氏のご経歴についてご説明いたしますので、議案資料のほうをお目通ししたいと思います。議案説明資料の1ページをご覧ください。

渋川賢一氏、昭和37年8月11日生まれの62歳でございます。

学歴でございます。

昭和61年3月、北海道教育大学函館分校を卒業されております。

公務員歴でございます。

昭和61年4月に登別市登別温泉中学校教諭。平成5年4月からベルリン国際日本人学校教諭として勤務され、以後、各学校での教員勤務のほか、北海道教育長の各教育局での指導主事や、登別明日中等教育学校の開校準備事務室開校事務取扱と同校の教頭に歴任され、その後は、北海道教育庁胆振教育局義務教育指導監を務められた後、令和3年4月から室蘭市立

室蘭西中学校の校長として勤務され、令和4年6月より、洞爺湖町教育委員会教育長として選任させていただいております。

これまでの豊富な経験を生かし、引き続き洞爺湖町の教育行政全般を担っていただきたく、ご提案させていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。人事案件でありますので、確認程度の質疑といたします。

質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

ここでお諮りいたします。

本件は人事案件でありますので、討論を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、討論を省略することに決定いたしました。

これから、同意第2号教育委員会教育長の任命についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大西 智君） 起立全員です。

したがって、同意第2号教育委員会教育長の任命について、同意することに決定いたしました。

ここで暫時休憩といたします。

(午前10時05分)

○議長（大西 智君） 休憩を解きます。

休憩前に戻して、会議を続けます。

(午前10時06分)

○議長（大西 智君） ただいま同意を頂きました渋川教育長より発言の申出がありますので、これを許します。

渋川教育長。

○教育長（渋川賢一君） 貴重な時間を頂きまして、大変ありがとうございます。

一言お礼と決意のほどを述べさせていただきたいというふうに思います。

このたびは、議員の皆様のご高配によりまして、教育長再任のご同意を賜り、心より厚く

お礼申し上げます。洞爺湖町教育委員会教育長という立場で、引き続き当町の教育行政に携わる機会を頂戴し、その責任を改めてかみしめるとともに、緊張感を持ってこの場でご挨拶をさせていただいております。

現在、洞爺湖町においては、学力、体力の向上をはじめ、小中一貫教育の導入や社会教育を含めた教育施設の在り方などなど、数多くの教育課題が山積しておりますが、初心に立ち返って足下をしっかりと見詰め、喫緊の教育課題の解決に向けて誠心誠意取り組んでまいり所存でございます。

議員の皆様におかれましては、今後も大所高所からのご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いたします。

◎報告第3号の上程、報告、質疑

- 議長（大西 智君） 日程第3、報告第3号令和6年度虻田郡洞爺湖町一般会計繰越明許費繰越額の報告についてを議題といたします。

報告の説明を求めます。

八反田副町長。

- 副町長（八反田 稔君） それでは、議案書の2ページをお開き願いたいと思います。

報告第3号令和6年度虻田郡洞爺湖町一般会計繰越明許費繰越額の報告についてでございます。

地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、令和6年度虻田郡洞爺湖町一般会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調整したので、報告するものでございます。

3ページをお開き願いたいと思います。

五つの事業の繰越明許費を計上してございます。7年度に繰越をするものでございます。

表の順を追って説明させていただきます。

初めに、2款総務費1項総務管理費、プレミアム地域通貨発行事業でございます。

4,152万6,000円の繰越しで、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業でございまして、システム改修の調整により各事業事務が4月以降となったため、繰越しをするものでございます。

次に、3款民生費1項社会福祉費、低所得世帯等給付金事業でございます。

1,186万5,000円を繰越しするものでございます。これにつきましても、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業で、事業年度が翌年度にまたがるため、繰越しをするものでございます。

次に、4款衛生費4項清掃費、花美館維持管理事業でございます。

113万8,000円の繰越しでございます。修繕のための部品調達に時間を要したため年度内に完了できないことから、翌年度に繰越しするものでございます。

次に、9款消防費1項消防費、西胆振行政事務組合負担金事業の西いぶり消防指令セン

ター整備事業でございます。

2,771万8,000円を繰越しするもので、整備予定のシステムに不備が生じたことから、年度内に完了できないため、翌年度に繰越しをするものでございます。

同じく消防費で、災害対策事業でございます。1,880万5,000円を繰越しするものでございます。この事業は、国の交付要件において、令和6年度に予算化された事業であることから補正をしましたが、年度内に完了できないため、翌年度に繰越しするものでございます。

内容は、災害用の備蓄、備品の購入で、簡易ベッド、簡易間仕切り、ブルーヒーター等の暖房器具などでございます。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（大西 智君） 説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第3号令和6年度虻田郡洞爺湖町一般会計繰越明許費繰越額の報告についての報告を終わります。

◎報告第4号の上程、説明、質疑

○議長（大西 智君） 日程第4、報告第4号令和6年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題といたします。

報告の説明を求めます。

八反田副町長。

○副町長（八反田 稔君） それでは、4ページをお開き願いたいと思います。

報告第4号令和6年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてでございます。

地方公営企業法第26条第3項の規定により、令和6年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業会計予算繰越計算書を別紙のとおり調整したので、報告するものでございます。

5ページをお開き願いたいと思います。

1款資本的支出2項建設改良費で、事業名は洞爺湖町公共下水道虻田下水終末処理場ほかの建設工事でございます。

日本下水道事業団と工事委託契約を締結しました令和6年度の事業費のうち、7,326万円のうち支出済みの3,316万円を除いた4,010万円を翌年度に繰越しするものでございます。繰越しの主な要因でございますが、資材の入手難による部品の納期の遅れと、入札不調に伴う設計条件の変更などに時間を要したものでございます。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（大西 智君） 説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第4号令和6年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告についての報告を終わります。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第5、議案第1号洞爺湖町デジタル手続条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八反田副町長。

○副町長（八反田 稔君） 議案書の6ページをお開き願いたいと思います。

議案第1号洞爺湖町デジタル手続条例の制定についてでございます。

洞爺湖町デジタル手続条例を、次のように定めるものでございます。

第1条の目的でございますが、この条例は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の趣旨にのっとりまして、情報通信技術を活用した行政の推進について、情報システムの整備、その他情報通信技術を利用する方法により手続を行うために必要とする事項を定めることによりまして、手続により関係者の利便性の向上、行政運営の簡素化、効率化を図り、もって町民生活の向上に寄与することを目的とするものでございます。

補足説明をしますと、本町では、関係条例の手続については、デジタル手続法の適用によりましてデジタル化が可能となっておりますが、この条例に適用されない本町の条例等に基づく手続について、従来の書面等による手続に加えて、デジタルによる手続を可能とするため、その事項を定めるものでございます。

第2条でございますが、定義でございます。用語の意義について定めたものでございます。

7ページになりますが、第3条、下段のほうになります。情報システムの整備でございます。町の機関等は、情報システムの整備、その他の措置について、また、当該情報の安全性や信頼性の確保について努めていくと定めたものでございます。

次に、8ページにまたがりませんが、第4条になります。

電子情報処理組織による申請等でございます。

第1項と第2項につきましては、書面等で行うことが規定されている申請について、オンラインによる申請等が、行うことができるように定めたものでございます。これについては、手数料の納付も含まれます。また、デジタルによる申請については、書面等により行われた手続とみなすということも明確にしたものでございます。

第3項は、デジタルによる手続が行われた場合の申請の到達時期を明確に定めたものでございます。

第4項は、本町の条例等により、申請において署名等が義務づけられている手続について、個人番号カードによる電子署名、または別に規則で定める、例えばIDパスワード等で代替

できるよう定めたものでございます。

第5項は、本町の条例等による申請において、手数料納付が規定されておりますが、これにつきましてもオンラインで納付を可能とするものでございます。

第6項につきましては、デジタルによる手続が不相当とする部分が含まれる手続について、不相当とする部分を規則で定めるとともに、不相当とする部分以外の手続については、可能な限りデジタルによる手続ができるよう定めたものでございます。

9ページにまたがりませんが、第5条でございます。

電子情報処理組織による処分等の通知でございます。

これにつきましては、処分通知等につきましても、オンラインによる通知が行うことができるよう定めたものでございます。

中段、下のほうになりますが、第6条でございます。

電磁的記録による縦覧等についてでございます。

書類等の縦覧、交付、その他の行為につきまして、コンピューター等により作成された電磁的記録により行うことができるように定めたものでございます。

10ページになりますが、第7条になります。

電磁的記録による作成等についてでございます。

これにつきましては、書面等により作成、保存することとしている書類等につきまして、コンピューター等により作成された電磁記録により行うことができるよう定めたものでございます。

第8条は、適用除外についてでございます。

申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要がある場合、また、既にほかの条例等によりオンラインによる申請が規定されている手続等につきましては、適用しないこととするものでございます。

第9条は、添付書面等の省略についてでございます。

申請等に際し、添付することを規定されているものについて、町の機関等が当該添付書類等の情報を入手し、または参照することができる場合におきましては、添付を不要とするものでございます。

11ページになります。

第10条、情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表についてでございます。

行政手続のオンライン化の推進に関する状況について、毎年度インターネット等により公表するものと定めたものでございます。

第11条は、委任についてでございます。

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるものとしたものでございます。

最後に附則でございますが、本条例は公布の日から施行するものとしております。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第1号洞爺湖町デジタル手続条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号洞爺湖町デジタル手続条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第6、議案第2号洞爺湖町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

下道町長。

○町長（下道英明君） 議案書12ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第2号洞爺湖町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明します。

改正の趣旨でございます。

さきの町長選挙におきまして、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、今後の財政へ大きな影響が考えられることから、財源確保等への貢献となるよう、町長の退職手当について50%減額することを自らの政策的判断としたことによる、町長の給料の減額を行うものでございます。

改正の内容でございます。

町長の給料について、令和8年4月22日における給料月額の特例措置として、附則の第20項に、令和8年4月22日限り、町長の給料減額については、第3条第1項第1号及び附則第19項の規定にかかわらず、403,500円とするものでございます。

附則でございます。

この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、ご提案申し上げます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

9番、越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） よろしくご審議していただきたいと言うから、たっぷりとさせてもらいます。

今回の一部改正についてであります。いわゆる3年前に、私は6月議会でこの旨を取り上げて議論した経緯があります。

このときは、この80万7,000円掛ける22か月分、ということでトップリーダーは認識していたようであります。これは、議事録を見て再度確認させていただきました。そうすると、22か月分ということで、1,700万ということで答弁されております。

そこで私は、80万7,000円掛ける20.504か月分であるという、そうすると、トータルを取ると1,654万6,728円になるということになります。そうして、約1,600万円に、その50%、1,600万円の50%ということになると、約800万円と、こういうことになるかと思うのです。

ところが、自分、大事に持っていました。あのときは、随分自分はあなたに茶化されました、5回ほど、一般質問で。それで、この法定内のビラにも、町長の給与カット20%、これは今回の議案ではないから、内容については割愛しますけれども。

退職金50%カット、4年間で約900万円ということに、このチャレンジ、町政に新しい風を。それから、洞爺湖町の選挙管理委員会を出しておるチラシの裏面を見ても、町長の給与を20%カットして、4年間で775万円カットするのだと。退職金は50%で、4年間で約900万円ということになっているわけでありましてけれども、そこで、これは事務方になろうかと思えますけれども、約というのは、どういうことを約というのだろうか。それをまず伺っておきたい。

それから、この計算でいくと、800万円程度になるかと思うのです、減額、概算で。あなたは、選挙公約で900万と言っているわけだから、約。これ、選挙公約違反になりますよね。こういう改正、一部改正ということで出されたのだけれども、十分理解ができない。

それで、事務方になろうかと思えますけれども、当然、毎月給料をもらうときに、北海道退職手当組合に負担金を納めていますよね、負担金を。これはプールされて、一般の職員も特別職も、負担金はプールされて納めているのですが、そこで伺います。

この負担金の算出の基礎というものを教えていただきたい。それから、トップリーダーになってから納めた、トップリーダーの納めた負担金の総額は幾らなのか。自分の計算では、当初のあれからいったら大体150万円ぐらい、このカットして、50%カットしてもらうということになると、余計に納めているということになるのだけれども、いずれにせよ、トップリーダーになってから納めた負担金の総額は幾らなのか。まず、この3点を伺っておきたいなと思えます。

○議長（大西 智君） 末永総務課長。

○総務課長（末永弘幸君） 1点目の減額による、その意味、約という意味でございますけれども、先ほど議員のほうからもございましたけれども、うちのまちで退職の条例等を設けて

ございませんで、退職手当組合のほうに負担金という形で支払をしてございます。

当町の条例に基づきまして整理をするのであれば、一定の金額の提示はできるのですけれども、退職手当組合のほうにうちは加入してまして、整理をしてございますので、約というような意味で表現をしてございます。

それと、2点目の負担金の基礎になりますけれども、申し訳ございません、ちょっと今、手元に資料がないものでございますから、後ほど資料提供をさせていただきたいと思います。

それと、3点目になりますけれども、総額につきましても、私の記憶であれば、総額で百五、六十万円だったかと思えますけれども、この後段の2点、負担金の基本の算出根拠と、それと総額につきましては、申し訳ございませんけれども、後ほど資料提供とさせていただきたいと思います。

○9番（越前谷邦夫君） 議長、約とは。

○議長（大西 智君） 約という部分なのですけれども、これは、事務方に質疑を求めても、どういう取扱いになるのかというところがちょっと微妙になってくるのですけれども。

○9番（越前谷邦夫君） 提案で約がついていますから、その約というのは、どういう意味でしょうかということ。

○議長（大西 智君） 提案の約ですか。

○9番（越前谷邦夫君） 自分は分かっています。これは、3年前の6月にも、約というのは質問して言っているのです。だから、そういうことで聞いておるのです。

そのようなことに、そういうのを出したら、また約と言われるのではないかなということ、当然、熟知して答弁に出てくるなど、体制をつくって提案してくれなくては困るのです。大事なことなのです。これは理解なりませんよ。

○議長（大西 智君） この部分にしては、事務方ではなくて、本人の部分だと思うのですけれども。

○9番（越前谷邦夫君） それでもいいです。

○議長（大西 智君） 下道町長。

○町長（下道英明君） 約ということは、概数という概念で明示させていただいたというふうにご理解いただきたいと思いますが、よろしく願いいたします。

○議長（大西 智君） 9番、越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） 2回目ですね、後で負担金の額とか、算出基礎とか、大体百五、六十万円というのは、それは、おおむね自分の計算からいっても合っています。

ただ、はっきり自分も分からないところがあるので、今回この場で教えてもらいたいのですけれども、どうなのだろうね。負担金というのは、給与20%カットする前の金額で負担金を納めているのか、それとも、20%カットして60万何がしになったかと思うのです。その分の負担金として出しているのか、これによってはまた金額が変わってくる。それも答弁いただきたいと思うのです。

それと、先日、あまり足を引っ張りたくないのだけれども、この一部改正する条例の概要

というのが説明されたのです。そのときに、退職金手当の50%減額を公約に掲げていることから、退職手当の減額を行うものとするのだということが言われたのです。

だとすれば、当然なことを、先ほど申し上げたように50%、公約に約900万円を出している。先ほどチラシを見せたように。洞爺湖町の選挙管理委員会の公報にもちゃんとうたっている。約900万です。約というのは、今トップも答弁しているけれども、これ、広辞苑などを調べてみていただきたい。約というのは、おおよそ、大体、ほぼ同じだということなのです。大体同じですよということが約なのです。

これは、しっかりと認識した中で、こういうチラシでも何でも出してくれないと、住民は分からないでしょう。おお、900万円もカットするのだと。ところが、実際には80万7,000円の20点何がしを掛けると、一千六百万円です。そうすると、その2分の1ということになると、約800万円でしょう。

この間の条例概要を説明したときも、影響額は幾らと覚えていますか。僕のほうから言いますか。820万円ということになっている、影響額。それ、900万円と820万円とは全然違うではないですか、約をつけていたとしても。ほぼ同じということなのです、約は。これ、選挙公約は、公約違反でしょう。

だから自分は、3年前の一般質問のときにも、元同僚であったから、あまりこの金額を入れたのはまずいよなと思っていた。この自分とのやり取りを見てください。心配して、こういうことになるから、数字を入れるというのは問題があるのだよなと、入れないほうがいいのだよなということを、自分も一般質問で申し上げています。これは完全なる公約違反でしょう。900万円と800万円と、全く違うのではないですか。

○議長（大西 智君） 越前谷議員が公約違反云々という部分は。

○9番（越前谷邦夫君） いやいや、議長、まだ発言中、大事なことなのだから。住民は900万円もカットするのだということで、それによって入れた方々だっているのですよ、実際に。自分も確認を取っているけれども。どうなのですか、この責任というのは。

それから、先ほど事務方のほうで、全然分からない、計算は後でと言うけれども、どうも何か逃げているような気がしてならないのですよ、私は。どうですか。これ、課長、北海道の議長会の事務局に電話をかけて聞いてみてください。おおむね自分の言っていることは、それこそ約だ、ほぼ同じだと思いますから。自分、3年前にも調べているのです、これ。

だから、こういう50%カットするのだということならいいけれども、これ、あなたも、また次期、出るのだろうと思うけれども、やはり金額を入れない、これは鉄則です、こういうチラシは。それが、どこかの町長選挙でも900万円をカットするとか、一千何百万円カットしますからと。それが選挙の大いなる有権者の心をあおっていることになっている。これは公約違反だ、100%。どう思いますか、お願いします。

○議長（大西 智君） 選挙公約の部分についての、今は質問かと思うのですけれども、最初に、カットした後の額なのか、その辺、まず答弁いただきたいと思います。

末永総務課長。

○総務課長（末永弘幸君） 先ほどの関係も含めて、後ほど正確にはと思うのですが、負担金の算出の根拠となる部分が、カット前か後かということでございますが、私の中では、カットの前だというふうに認識してございます。

以上です。

○議長（大西 智君） あと、町長に対する答弁、越前谷議員、選挙公約云々なので、ちょっと議案の中での部分とそぐわない部分の一部あるのですけれども。

○9番（越前谷邦夫君） そうじゃないです、議長。先ほど申し上げたはずですよ。

条例概要の説明に来たときに、文書に書いてあるのだから、公約に掲げていることから。だから聞いているのです。

○議長（大西 智君） 分かりました。

下道町長。

○町長（下道英明君） 今、議員のほうからございました、退職金手当の説明のときに、50%減額を公約にということで、概算、約ということで、実質影響額については、約820万円相当ということで考えておりますので、概算900万円というと、確かにありましたけれども、約ということで考えていただいた許容範囲というふうにご理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 9番、越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） あなたも塾を開いたり、それこそ、よく分からないけれども、アメリカへ行って働いて、それだけの、それこそ学識経験者だし、知識も持っている方だから、先ほど自分のほうで、約というのは申し上げたはずですよ。

これは、自分がつくって言っているのではない、広辞苑などを調べてみてください。教員、卒業されている方々がいるから、これ、もう余計なことかも知れないけれども。ほぼ、およそ、大体。80万円も100万円も離れているのが、ほぼと言いますか。その認識がもうおかしいのですよ、自分に言わせると。

先ほどから言っているように、素直に、こうやって、こういう思いであれしたのだということなぞ言えないのかなど。計算からいけば、80万7,000円掛ける自分の言っている22か月ではないのですよ、20.504か月分で、正確に言うと1,654万6,728円です。その50%カットということになると、約、それこそ約1,600万円です、その50%だから、800万円、900万円ではない、800万円です。

そういう住民を巻き込むような、こういうチラシであると、法定内チラシですよ、これは、法定内ビラ。それから、洞爺湖町の選挙管理委員会に出す公報、これにも全部そうやって、50%カットで900万円。これ、こういうのをきちんと、それも、アルファはがきだとか、そういうものもありますよ。手元に今は持っていないけれども、そういうことで住民を、心をそういうので買うということの理解ができない。

なぜ800万円にしたのか。これはいいでしょう。なぜ800万円が出るのが、900万円を800万円ということにしたのですか。約900万円と出しているのだから、何で800万円としたのです

か、約。最後になりますから、最後に伺っておきたい。

○議長（大西 智君） 下道町長。

○町長（下道英明君） まず、冒頭、心を買うという、そういった表現を頂きましたけれども、私は、公約の中で、様々な公約、子育てですとか、九つの政策をさせていただいた中の一つとして、コロナ禍の中で、やはり身を切る改革をしていきたいと。そういった思いの中で、このたびの先の選挙においては、公約をご提示させていただいたところでございます。

概算については、先ほどお話をしたところで、私の認識としてさせていただいたところでございます。ただ、公約、その選挙ビラによって、選挙民の心を買うとか、そういったことは一つも、一点のくもりもないです。そんな思いで選挙に立候補したわけでもありません。

政策もいろいろやってきた中のことであるということをご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○9番（越前谷邦夫君） 具体的に出しているではないか。この公告を出しているではないか。

○議長（大西 智君） 越前谷議員、私語のほうは慎んでいただきたいと思います。3回目の質問は終わっておりますので。

ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

9番、越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） この条例一部改正に対しまして。

○議長（大西 智君） まず、本件に反対の。

○9番（越前谷邦夫君） 反対。

○議長（大西 智君） 反対の発言者を許します。

○9番（越前谷邦夫君） 今回の洞爺湖町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について、反対の立場で討論させていただきます。

今、洞爺湖町の状況というのは、多岐にわたっていろいろな課題が山積しています。それと合わせて、財政状況というのも極めて厳しい状況下にあるということ認識しなければならない。

そういった中において、トップの考えていることというのは、今の答弁は伺っておりますが、そういった厳しい環境の中で一生懸命まちづくりを進めていきたいという、そういう情熱はあるのだろうと思うのだけれども、私には伝わってこない。

もらえるものはもらって、正規にもらって、そして、未来へと前進するような洞爺湖町の創造をしていただければなという思いだけなのです、自分は。何もカットすることはない、もらえるものはもらって、そして、この洞爺湖町をもっともっと飛躍させる、前進させるのだという、そういう情熱を持ってまちづくりを進めていただければなということだけなのです、私は。

そのことを、あたかも50%カットすればこうなるのだと、それと合わせて、特にトップの身を切ることが大切だと、行政の改革として。ただ、聞いていると、こういうのが特別職であるとか、あまり気にしないでくださいね、特別職だとか、一般職にも結びつかないのかなということを心配する一人であります。

それと合わせて、やはり隣接の理事者との連携といいたいでしょうか、そういうことを考えたならば、洞爺湖町の町長だけ退職金50%カットするのだ、見たり聞いたりする首長さんほどのような思いでいるのでしょうか。

そういうことを考えると、この一部改正には、私は反対をいたします。

○議長（大西 智君） 次に、本件に賛成者の発言を許します。討論はありますか。

1番、石川邦子議員。

○1番（石川邦子君） 洞爺湖町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正ということで、賛成の立場で討論に参加したいと思います。

3年前、町長就任当時に、この給与及び退職手当の減額を行うということで申出がありました。そのときも、私は賛成の立場で討論に参加しております。

今回、退職手当の額の計算に係る令和8年4月22日の給料月額について、50%の減額をすることによる条例の一部改正ということでございます。このことについては、給料同様に、退職手当についても、本人の公約の意向を尊重し、賛成をするものです。

以上です。

○議長（大西 智君） 次に、反対者の発言はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） なければ、これから、議案第2号洞爺湖町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案、洞爺湖町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大西 智君） 賛成、多数です。

したがって、議案第2号洞爺湖町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第7、議案第3号洞爺湖町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八反田副町長。

○副町長（八反田 稔君） それでは、議案書13ページをお開き願いたいと思います。

議案第3号洞爺湖町職員の給与に関する条例の一部改正についてでございます。

洞爺湖町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を、次のように定めるものでございます。

この改正の趣旨でございますが、給与の支給に関する給与表の一部におきまして、令和7年4月以降に適用する号俸の一部に、金額には変更はございませんが、改定がありましたので、このたびご提案をするものでございます。

附則でございます。この条例は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用するものでございます。

以上、ご提案申し上げます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第3号洞爺湖町職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号洞爺湖町職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

ここで休憩いたします。再開を11時5分といたします。

(午後10時53分)

○議長（大西 智君） それでは、再開をいたします。

休憩前に戻り、一般議案を続けます。

(午後11時05分)

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第8、議案第4号洞爺湖町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び洞爺湖町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八反田副町長。

○副町長（八反田 稔君） それでは、議案書の17ページをお開き願いたいと思います。

議案第4号洞爺湖町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び洞爺湖町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてでございます。

洞爺湖町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び洞爺湖町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を、次のように定めるものでございます。

改正の趣旨でございますが、育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律、いわゆる育児休業法の一部改正に伴いまして、家族の介護に伴う離職の抑制などを目的に、仕事と介護の両立を支援するとして所要の改正を行うものでございます。

議案説明資料で説明させていただきたいと思います。議案説明資料の2ページをお開き願いたいと思います。

洞爺湖町職員の勤務時間、休暇等に関する新旧対照表でございます。

第15条、介護休暇でございます。

第15条の3及び15条の4の追加に伴いまして、所要の整備を行うものでございます。

それでは、その15条の3でございますが、3ページにまたがりませんが、第15条の3につきましては、配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等でございます。

内容といたしましては、家族の方などが介護を必要とするものの申出がなされた場合や、40歳に到達する職員に対しまして、仕事と介護の両立支援制度の情報提供等について規定するものでございます。

それから、15条の4でございますが、勤務環境の整備に関する措置でございます。

仕事と介護の両立について、円滑に行われるようにするため、職員に対する支援制度に関する研修の実施、それから、相談体制の整備を規定するものでございます。

それから、その4ページになりますが、洞爺湖町職員の育児休業等に関する条例の一部改正でございます。

第19条でございますが、部分休業の承認についてでございます。

育児・介護休業法の改正に伴いまして、洞爺湖町職員の育児休業等に関する条例で、引用する条項が変更となりましたことから、所要の改正を行うものでございます。

議案書の18ページに戻っていただきたいと思います。

最後、附則になります。この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、ご提案申し上げます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

9番、越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） ちょっと一点だけ伺っておきたいなと思います。

18ページの第2条です。洞爺湖町職員の育児休業等に関する条例という、これは、ここに記載されているように、平成18年から第26号のということで云々となっているのですが、今まで、この18年以降、洞爺湖町の職員で育児休暇だとか、その関係の休暇、休業というのは、

何名ぐらいいたのでしょうか。そこだけ。

○議長（大西 智君） 数字は、答弁できますか。

末永総務課長。

○総務課長（末永弘幸君） 平成18年以降から今までというところがございますけれども、申し訳ございません、ちょっと後ほど資料提供をさせていただきたいと思います。

申し訳ございません。

○議長（大西 智君） 後ほど資料提供ということでよろしいですか。

よろしいですね。

○9番（越前谷邦夫君） はい。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

5番、今野議員。

○5番（今野幸子君） この介護なのですが。

○議長（大西 智君） ページ数で。

○5番（今野幸子君） 今、17ページ。いいですか。

○議長（大西 智君） はい。

○5番（今野幸子君） 介護に当たるかどうかなのですが、例えば親が寝たきりになったとか、いろいろありますけれども、不登校で家にいる子供、そういった子を、不登校にしても、障害を持った子にしても、家にいるという、その子を見るための介護のために取るということとはできないのかということと。

あと、ここに何か40歳に達した日に、その知らせるような、ちょっと待ってください。この40歳というのが、今ちょっと分からなかったのだけれども。全員ではないのかなというのかな。

○議長（大西 智君） 何ページのどの辺になるか。

○5番（今野幸子君） 17ページです。17ページの今のところ。任命権者のところ、一番下です。

○議長（大西 智君） 17ページの今の最後の質問は、下から2行目、最後のほうですけれども、これの意味を教えてくださいということですね。

○5番（今野幸子君） はい。

○議長（大西 智君） それでは、介護の部分と40歳の部分。

末永総務課長。

○総務課長（末永弘幸君） 1点目のお子さんが不登校になった場合、要はこの介護休暇が適用になるかどうかということかと思っておりますけれども、お子さんが不登校になった場合に、この休暇の適用になるかどうかということでございますけれども、子の看護休暇のことかと思っておりますけれども、今回、令和7年度4月1日にこの法が改正になりまして、拡充になったところでございますけれども、学校保健安全法第20条、要は学校の休業ですとか、それから、感染症の関係ですね、出席停止になった場合、この場合につきましては、子の看護休暇の対

象にはなるということになってございますけれども、今、議員がおっしゃいますような不登校の関係ですね、このものについては、要件には入ってはいません。今回の改正にはちょっと入ってはいないということです。

それと、もう一点の、議案の説明資料の3ページになりますか、17ページ、任命権者云々の、40歳に達した云々のことにつきましては、これにつきましては、情報提供期間ということで、これは、所管の委員会の中でも報告はさせていただいたのですけれども、50代による介護の対応が増加傾向にあるということで、40歳に到達した職員から、随時、こういう制度がありますよというような形で浸透を図っていきたいことから、今回条例提案をさせていただいているというところがございます。

労働者につきましては、40歳に達する日、誕生日の前日に属する年度の1年間、もしくは、労働者が40歳に達した日の翌日から1年間ということで、いずれかの期間の中で情報提供させていただいて、こういう介護休暇が取れますよというような形で周知を図ってまいりたいというふうに考えているところがございます。

なお、当町の今の時点では、40歳に到達している対象者、今年度40歳に到達する方につきましては、お一人いらっしゃるという状況でございます。補足させていただきます。

以上です。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

2番、小林議員。

○2番（小林真奈美君） 先ほど、5番議員の質問に対して、不登校は当てはまらないというような内容の答弁だったかと思っておりますけれども、実は、今年の1月に、厚生労働省が介護休業の判断基準を言っているのです。

ひきこもり、不登校の状態にある対象家族にも適用できるように見直しているはずなのですが、私もちょっと聞きたかったのですけれども、この今回の条例改正に当たって、職員の中の指定に、ひきこもりとか、不登校の子供がいたときには、これ、該当になるのでは、しなければいけないのではないのでしょうか。状況にもよるかと思いますが、まず、そのことを一点確認したいと思います。

○議長（大西 智君） 再度、答弁になるかと思えます。

末永総務課長。

○総務課長（末永弘幸君） ちょっと補足になりますけれども、確かに厚労省の省令によりまして、今回、改正によりまして、式典に、すみません、式典ではなくて、出席停止に当たる場合ですとか、臨時休業に当たる場合というのは、こちらのほうで把握はしてございますけれども、私のほうでは、不登校に対する介護休暇ですとか、そういったものについては、対象の要件には当てはまらないという認識で今いるところがございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 2番、小林議員。

○2番（小林真奈美君） ぜひ、もう一度確認していただきたいと思うのと、この介護休暇を

取るに当たっては、やはり職員の取りやすい職場環境をつくってほしいと思うのです。

本当にひきこもりとか、不登校、もし、それが当てはまるのであるならば、それが取りやすいというか、言いづらいものではなくて、取りやすい雰囲気、もちろん職員の体制もあるかと思うのですけれども、そういうような職場環境をつくっていただきたいということを1点と。

それから、ぜひ、職員の方々に、40歳になってからというのがありましたけれども、そういうことが対象になるということが確認できれば、もっとそれ以下の年齢の方もいらっしゃるかもしれませんので、そういう方に関しても、全体に周知徹底していただけるようなことをお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（大西 智君） 末永総務課長。

○総務課長（末永弘幸君） 先ほど、不登校の関係、再度確認をさせていただきたいと思えます。

それから、2点目の周知の方法です。まず40歳ということで、私、先ほど説明させていただきましたけれども、これからの備えとして、こういう制度はありますよというようなことで、職員の方に対して周知を図ってまいりたいと思えますし、離職の関係が、所管の委員会の中でも報告させてもらいましたけれども、やはり離職が結構、親の介護ですとかに伴って離職の方が増加傾向にあるということで、今回、法の改正がされてございますので、その趣旨を踏まえた上で対応してまいりたいというふうに考えてございますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

10番、石川諭議員。

○10番（石川 諭君） 今、40歳以上ということでおっしゃっていますけれども、親とか、配偶者、病気になったり倒れたりすることは、いつ起こるか分からないということで、その辺で、洞爺湖町は、先進的に40歳ではなくて、もっと若くても、そういったことに対応できるということを考えていただきたいなど。

ですから、この40歳以降という縛りをなくしていただくのはどうかなということをお願いします。質問ですね、はい。

○議長（大西 智君） 条例の改正なので、年齢をうたうということは、これでいくということなものですから、答弁のほうをしっかりとしてもらわないと困るということなので、その辺を踏まえて答弁をお願いいたします。

末永総務課長。

○総務課長（末永弘幸君） 条例では、あくまでも40歳にというような定義でございますけれども、周知の方法につきましては、今、議員のございました内容を踏まえた上で、どういう対応ができるかも含めて考えていきたいと思っております。ご理解いただきたいと思えます。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第4号洞爺湖町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び洞爺湖町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号洞爺湖町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び洞爺湖町職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第9、議案第5号洞爺湖町集会所条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八反田副町長。

○副町長（八反田 稔君） それでは、議案書の19ページをお開き願いたいと思います。

議案第5号洞爺湖町集会所条例の一部改正についてでございます。

洞爺湖町集会所条例の一部を改正する条例を、次のように定めるものでございます。

今回の条例改正の趣旨でございますが、洞爺湖温泉中央集会所と、それから、清水集会所の老朽化によりまして、洞爺湖温泉中央集会所を廃止し、清水集会所を移転することといたしましたので、必要な改正を行うものでございます。

議案説明資料の5ページをお開き願いたいと思います。

第2条でございます。洞爺湖町集会所条例新旧対照表がございますが、その中の位置及び名称がございます。第2条関係ですが、洞爺湖温泉集会所の記載を削除し、清水集会所の位置を、清水53番地6清水団地内に改めるものでございます。

議案書に戻っていきまして、附則でございます。

この条例は、令和7年7月1日から施行することとしております。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第5号洞爺湖町集会所条例の一部改正について採決いたします。
お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号洞爺湖町集会所条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第10、議案第6号工事請負契約の締結について（洞爺湖温泉中央集会所解体工事）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八反田副町長。

○副町長（八反田 稔君） それでは、議案書20ページをお開き願いたいと思います。

議案第6号工事請負契約の締結についてでございます。

次のとおり契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

記として、1、工事名は洞爺湖温泉中央集会所解体工事。

2、工事場所、虻田郡洞爺湖町洞爺湖温泉132番地1。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約金額、9,193万8,000円。

5、契約の相手方は、虻田郡洞爺湖町高砂町166番地、道南重建工業株式会社、代表取締役、澁木勉でございます。

議案説明資料の6ページにもございますが、工事概要といたしましては、構造が鉄筋コンクリート造で、地上3階、地下1階建てとなっております。延べ面積1,248.69平米でございます。

以上、ご提案申し上げます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

4番、五十嵐議員。

○4番（五十嵐篤雄君） 確認をさせていただきたいと思います。

この中央集会所の解体の件でございますが、付帯設備に自家発電機とオイルタンクというふうに記載されておりますが、これは再利用が可能かどうかの確認、もし再利用できるのであれば、どのような方法が考えられるのか。もうこれは処分するしかないというのなら、そ

れで結構でございます。

以上、確認したいということでお伺いします。

○議長（大西 智君） 篠原経済部次長。

○経済部次長（篠原哲也君） 今おっしゃいました発電設備につきましては、大変古いものでございますので、工事の中では処分ということで考えております。

以上でございます。

オイルタンクについても、処分でございます。

○議長（大西 智君） ほかに質疑は。

11番、板垣議員。

○11番（板垣正人君） 今回、中央集会所で、昔はホテル、旅館で、それから別な施設になって、そして今、中央集会所になったということなのですが、途中で虻田高校の合宿所になってみたり、いろいろな利用価値がたくさんあって、寿命がきて壊すということだと思います。それはいいと思います。

結構、あそこは土地が広いのですよ、壊した後。その土地を、壊した後どうするのかなということも、これは予算とちょっとずれていますけれども、そういうことも考えて、次のことも考えての解体なのかということも含めて、ちょっと確認したいと思います。

○議長（大西 智君） 末永総務課長。

○総務課長（末永弘幸君） 跡地利用の関係でございますけれども、今回の取壊しの部分につきましては、議員もご承知かと思っておりますけれども、昭和43年の建築で、56年も経過しているというところでございます。

まず、その周囲、その建物の老朽化に伴いまして、周囲の、何というのですか、壁が破損したりだとかという影響がないような形で対応したいということで、今回、解体に至っているところでございますので、跡地の利用につきましては、一般質問でもございましたけれども、現在においては、今後の利活用については、今後検討を考えていくというような状況になりますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（大西 智君） よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第6号工事請負契約の締結について（洞爺湖温泉中央集会所解体工事）を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号工事請負契約の締結について（洞爺湖温泉中央集会所解体工事）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第11、議案第7号工事請負契約の締結について（（仮称）あぶた保育所新築工事（建築工事））を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八反田副町長。

○副町長（八反田 稔君） 議案書21ページをお開き願いたいと思います。

議案第7号工事請負契約の締結についてでございます。

次のとおり契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

記として、1が工事名、（仮称）あぶた保育所新築工事（建築工事）。

2、工事場所、虻田郡洞爺湖町栄町63番地1の内。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約金額は、3億8,280万円。

5の契約の相手方は、伊達市松ヶ枝町65番地8、須藤・高清水特定建設工事共同企業体。

代表者は、須藤建設株式会社、代表取締役、須藤正之。

構成員が、高清水建設株式会社、代表取締役、中元巧。

これは、議案説明資料7ページにもございますが、保育所の新築するものでございます。木造の平家で920.53平米、延べ床面積で900.05平米の建築工事でございます。

以上、ご提案申し上げます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第7号工事請負契約の締結について（（仮称）あぶた保育所新築工事（建築工事））を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号工事請負契約の締結について（（仮称）あぶた保育所新築工事（建築工事））は、原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第12、議案第8号工事請負契約の締結について（（仮称）あぶた保育所新築工事（電気設備工事））を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八反田副町長。

○副町長（八反田 稔君） 議案書22ページをお開き願いたいと思います。

議案第8号工事請負契約の締結についてでございます。

次のとおり契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

記として、1が、工事名が（仮称）あぶた保育所新築工事（電気設備工事）でございます。

2、工事場所、虻田郡洞爺湖町栄町63番地1の内。

3、契約の方法は指名競争入札。

4、契約金額は、1億2,925万円でございます。

5の契約の相手方は、虻田郡洞爺湖町洞爺湖温泉124番地、阿部電気工事株式会社、代表取締役、阿部博之でございます。

工事概要につきましては、保育所の新築に関わる電灯設備や受変電設備などの電気設備などでございます。

以上、ご提案申し上げます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

9番、越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） 質問させていただきます。

こういう工事を発注する場合には、当然、事前に入札審査会などを開いて、入札業者等々を確認するのだろうなど。その手順については、自分は尊重しておりますけれども、ただ、この裏面、9号を見ても分かりますように、大体1億3,000万円前後ということで、構成員がなされているのですよね。

ところが、この電気の部門だけが構成員が入っていないと。これは、どうして構成員が入らないのかなと。

洞爺湖町内においても、電気業者というのは数社あると思うのですけれども、どうして1社で、いろいろあるのだろうと思います、基準は。その辺を、どうして構成員がつかないで1社のみということになったのか、その辺だけ。相対的には反対するものではありませんけ

れども、お願いいたします。

○議長（大西 智君） 篠原経済部次長。

○経済部次長（篠原哲也君） （仮称）あぶた保育所と電気設備工事に関しましては、今、議員がおっしゃったように、入札行為を行って契約したのですけれども、今回の契約相手に関しては、これはJVではなくて、阿部電気工事株式会社単独の1社と契約ということになってございます。

○9番（越前谷邦夫君） いや、なぜ構成員がつかないのか。

○経済部次長（篠原哲也君） 構成員がつかない理由でございませうか。

必ずJVを組まなくてはいけないわけではなくて、JVを組んで、このJVの中で指名してくださいというのは、工事業者のほうで考えて出してくる場合もあるのですけれども、JVに関しては。阿部電気工事に関しましては、そういったJVの申請がなくて、阿部電気工事1社を指名させていただきました。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございませうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第8号工事請負契約の締結について（（仮称）あぶた保育所新築工事（電気設備工事））を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号工事請負契約の締結について（（仮称）あぶた保育所新築工事（電気設備工事））は、原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第13、議案第9号工事請負契約の締結について（（仮称）あぶた保育所新築工事（機械設備工事））を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八反田副町長。

○副町長（八反田 稔君） それでは、議案書の23ページになります。

議案第9号工事請負契約の締結についてでございます。

次のとおり契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

記として、1、工事名は、(仮称)あぶた保育所新築工事(機械設備工事)でございます。
2の工事場所、虻田郡洞爺湖町栄町63番地1の内でございます。
3の契約の方法は、指名競争入札。
4の契約金額は、1億3,310万円でございます。
5の契約の相手方は、虻田郡洞爺湖町入江224番地28、ゴウダ・齊藤特定建設工事共同企業体でございます。

代表者は、株式会社ゴウダ虻田支店、取締役支店長、石本正樹。

構成員は、有限会社齊藤設備工業、代表取締役、齊藤昌隆でございます。

工事概要でございますが、保育所の新築に関わる給排水や空調設備等々の機械設備工事の関係でございます。

以上、ご提案申し上げます、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(大西 智君) 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(大西 智君) 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(大西 智君) 討論なしと認めます。

これから、議案第9号工事請負契約の締結について((仮称)あぶた保育所新築工事(機械設備工事))を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(大西 智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号工事請負契約の締結について((仮称)あぶた保育所新築工事(機械設備工事))は、原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(大西 智君) 日程第14、議案第10号工事請負契約の締結について(高砂団地2号棟改修工事(建築工事))を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八反田副町長。

○副町長(八反田 稔君) 議案書24ページになります。

議案第10号工事請負契約の締結についてでございます。

次のとおり契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

- 1、工事名ですが、高砂団地2号棟改修工事（建築工事）。
- 2、工事場所、虻田郡洞爺湖町高砂町37番地1。
- 3の契約の方法、指名競争入札。
- 4、契約金額、1億2,996万5,000円でございます。
- 5の契約の相手方は、室蘭市東町3丁目21番1号、藤川・宮藤経常建設共同企業体。

代表者、藤川建設株式会社、代表取締役社長、藤川康司。

構成員、有限会社宮藤建設、代表取締役、斉藤桂祐。

議案説明資料の8ページに概要がありますが、経年劣化が進んでいる建物の長期的な活用を図るため、この団地の2号棟につきましての屋上防水工事、それから、外壁等の改修工事が主な工事でございます。

以上、ご提案申し上げます。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第10号工事請負契約の締結について（高砂団地2号棟改修工事（建築工事））を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号工事請負契約の締結について（高砂団地2号棟改修工事（建築工事））は、原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第15、議案第11号工事請負契約の締結について（コスモス団地1号棟改修工事（建築工事））を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八反田副町長。

○副町長（八反田 稔君） 議案書25ページでございます。

議案第11号工事請負契約の締結についてでございます。

次のとおり契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

記として、1、工事名、コスモス団地1号棟改修工事（建築工事）。

2、工事場所、虻田郡洞爺湖町高砂町109番地1。

3、契約の方法は、指名競争入札。

4、契約金額は、8,470万円でございます。

5の契約の相手方は、虻田郡洞爺湖町洞爺湖温泉78番地、リフォーム成田・加藤経常建設共同企業体。

代表者は、リフォーム成田株式会社、代表取締役、三橋憲二。

構成員は、加藤建設株式会社、代表取締役、加藤恵蔵。

議案説明資料の9ページに工事概要がございますが、先ほどと同じく、経年劣化が進んでいる建物の長期的な活用を図るために、この団地の屋根改修と、それから、外壁の改修工事を行うものでございます。

以上、ご提案申し上げます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第11号工事請負契約の締結について（コスモス団地1号棟改修工事（建築工事））を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号工事請負契約の締結について（コスモス団地1号棟改修工事（建築工事））は、原案のとおり可決されました。

ここで、昼食休憩といたします。再開を午後1時といたします。

（午前11時49分）

○議長（大西 智君） それでは、再開をいたします。

休憩前に戻り、引き続き、一般議案を続けたいと思います。

（午後 1時00分）

◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第16、議案第12号令和7年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算

(第1号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八反田副町長。

○副町長(八反田 稔君) それでは、議案書の26ページをお開き願いたいと思います。

議案第12号令和7年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算(第1号)でございます。

令和7年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第1条でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,009万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ84億5,409万6,000円とするものでございます。

第2条地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。地方債の変更につきましては事項別明細書の中で説明をさせていただきたいと思います。

それでは、事項別明細書の4ページ、5ページをお開き願いたいと思います。

歳入でございます。

15款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金で5,205万9,000円の増額でございます。総務費補助金で3,046万6,000円の増額でございますが、内訳といたしまして、社会保障・税番号制度システム整備費補助金で279万1,000円、これにつきましては中間サーバー負担金に係る各市町村で按分された国の定額の補助でございます。

その下の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金2,767万5,000円でございますが、これにつきましては歳出で説明させていただきたいと思います。

その下の2の企画費補助金でございます。2,159万3,000円の増額でございます。これにつきましてはライドシェア運行の実証実験に関わる国庫補助金でございます。

次に、その下になりますが、2目の民生費国庫補助金でございます。

一つは障害者総合支援事業補助金で36万7,000円の増額、これにつきましては障害者システムの改修に関わる補助でございます。

その下の3目衛生費国庫補助金でございますが、4万3,000円の増額、これは健康管理システム情報連携改定に対応するための補助金でございます。

その下になります。16款道支出金の2項道補助金3目の農林水産業費道補助金でございます。225万円の増額でございます。新規農業者への就農支援等、経営安定を促進するための補助金で、10分の10が北海道から補助金として出ております。

その下になります。3項委託金1目の総務費委託金で81万1,000円の増額でございます。国勢調査に関わる事業費の増に伴う増でございます。

次に、18款寄附金1項寄附金の3目の企業版ふるさと納税寄附金で100万円の増額でございます。行政報告にありましたが、アイビッグ食品からの寄附金でございます。

続いて、19款繰入金1項繰入金1目繰入金で1億800万円の減額でございます。繰越金等の財源調整により繰入額を減額するものでございます。

続いて、20款繰越金1項1目繰越金で2億766万6,000円の増額でございます。これにつきましては前年度の繰越金を計上しております。

それから、一番下になります。22款町債1項町債1目総務債でございます。390万円の増額でございますが、本庁舎の長寿命化整備事業で、資材、人件費等の高騰に伴う事業費の増に伴う増でございます。

続いて、歳出になります。

6ページ、7ページをお開き願いたいと思います。

1款議会費の1項1目の議会費で699万円の増額でございます。このうち7節報償費16万円と、それから13節自動車借上料の18万7,000円におきましては、三豊市50周年記念事業に関わる経費を計上しております。それ以外の経費につきましては、議会DX化に伴う議会システムの導入や議場改修、それからDX化に伴うタブレットの購入費用を計上したものでございます。

続いて、2款総務費1項総務管理費1目総務管理費でございます。36万2,000円の増額でございます。これにつきましては三豊市の50周年記念事業に関わる役場分についてのものについて計上しております。

その下、3目公有財産管理費で6,912万1,000円の増額でございます。内訳としましては、報償金8万9,000円につきましては、えぼし岩公園の土地のプロポーザル審査会の委員の報酬でございます。

その下の用地測量調査委託業務料78万円でございますが、これはえぼし岩公園の用地確定に伴う測量業務でございます。

それから、13節の使用料及び賃借料で事務機器等借上料295万5,000円でございます。電気工作物保安監視機器の借上料で、町内の公共施設17施設等の漏電、停電、電圧低下などの対応を24時間対応するために機器のレンタルをするものでございます。

14節工事請負費で529万7,000円の増額でございます。本庁舎衛生設備更新工事、これにつきましては衛生設備の更新でございます。それから、えぼし岩公園の解体工事につきましては、えぼし岩にある草刈り等の物置があったことからこれを撤去する工事でございます。

その下が2の基金管理事業でございます。6,000万円の増額でございます。財政調整基金積立金として6,000万円を積み上げるもので、令和6年度の繰越等の財源余剰による積立てをするものでございます。

その下は財源調整でございますので、説明を省かせていただきます。

その下の企画費になります。3,023万2,000円のうち地域公共交通対策事業で2,989万円を増額するものでございます。これにつきましては、夜間の交通空白等の問題を解決するために国庫補助を活用したライドシェア運行実証実験に関わる費用を計上しているものでございまして、車両購入2台などを計上したものでございます。

次に、8ページ、9ページをお開きください。

5のプレミアム地域通貨発行事業でございます。31万2,000円の増額になりますが、これは会計年度任用職員等の人件費の増で、新規雇用を予定しておりましたが継続雇用となったことから増額の補正でございます。

その下になります。3項戸籍住民基本台帳費1目戸籍住民基本台帳費でございます。72万2,000円の増額でございます。上段にあります会計年度任用職員等の報酬につきましては先ほど同様に新規雇用を予定しておりましたが、継続雇用となったことから増額の補正をしております。

11節役務費の通信運搬費43万2,000円におきましては、戸籍振り仮名通知業務に関わる郵送料の見込み増になったことから増額の補正をするものでございます。

その下、5項統計調査費1目統計調査費で81万1,000円の増額でございます。これはシステム使用料でございますが、国勢調査に関わる調査員の事務負担軽減を図るためのシステムの使用に伴う増額でございます。

次に、民生費になります。2,736万3,000円の増額でございますが、3の低所得世帯支援等給付事業が主なものでございます。一番下のほうにあります、定額減税調整給付金で主なものとしては2,580万円を計上しているのですが、これにおきましては令和6年度に洞爺湖町が実施しました調整給付金について、令和6年度分の所得税額の確定した後の本来の支給額との差額を支給するものでございます。

10ページ、11ページをお開き願いたいと思います。

1項社会福祉費3目心身障害者特別対策費で73万6,000円でございます。障害者システムの改修の費用の増額でございます。

その下、4目介護保険費で420万5,000円の増額でございます。介護保険特別会計繰出金で包括的支援事業費の増に伴う増額補正、人事異動による人件費の増額でございます。

次に、衛生費になります。4款衛生費1項保健衛生費2目予防費でございます。32万9,000円の増額でございますが、これは健康管理システムの改修費でございます。予防接種事業のマイナンバー情報連携による改修が必要になったことから改修をするものでございます。

次に、4項清掃費1目清掃管理費で134万4,000円の増額でございます。ごみ収集・運搬業務委託料でございますが、これにつきましては漁業系廃棄物の収集運搬業務におきまして、ホタテに大量の雑物が付着していることから契約回数を上回る運搬をやっていただいたことによる増となっております。

次に、6款農林水産業費1項の農業費2目の農業管理費で225万円の増額でございます。これは先ほども説明しましたが、新規農業者への支援で10分の10の補助金を道から頂いたものでございます。

その下の3項水産業費1目の水産業振興費でございます。297万円の増額でございます。これにつきましては、大磯漁協内の取水施設におきまして汚濁水が混入したことから早急な清掃が必要となったことから補正をするものでございます。

下になります。7款商工費の2項の観光費1目の観光振興費でございます。上段につきましては会計年度任用職員等の増額でございますが、これも新規雇用の会計年度任用職員を予定しておりましたが継続雇用の会計年度任用職員を採用することになったことから増額の補

正をするものでございます。

続いて、一番下になります。2項観光費2目の観光施設管理費で68万円の増額でございます。そのうち、中島・湖の森博物館の管理運営事業で13万1,000円の増額でございますが、これにつきましては中島の発電機のバッテリーが早急な交換が必要となったことから計上するものでございます。

12ページ、13ページをお開き願いたいと思います。

7の洞爺湖ビジターセンター・火山科学館管理運営事業で29万6,000円の増額でございます。これにつきましては会計年度任用職員等の増によるものでございますが、費用の増でございますが、こちらにも新規雇用の会計年度任用職員を予定しておりましたが、継続雇用の会計年度任用職員を採用するため増額の補正をさせていただくものでございます。

14の洞爺地区公園施設維持管理事業で25万3,000円の増額がございますが、これにつきましては浮見堂公園のトイレの天井の改修費用を計上したものでございます。

中段になります。8款土木費2項道路橋梁費1目道路橋梁維持費で193万6,000円を増額してございます。これは洞爺地区の道路橋梁保守事業で側溝清掃業務の委託料でございます。洞爺香川線の側溝、それから成香3号線の側溝で土砂が詰まっていることから早急な清掃が必要のため補正を計上したものでございます。

その下になります。10款教育費4項社会教育費3目の社会教育施設費で66万9,000円の増額でございます。3の洞爺湖芸術館管理運営事業でございますが、夏に特別展を予定してございますが、その作家のアトリエが移転に伴いまして運搬業務の委託料が増になったことから補正をするものでございます。

最後に、13款予備費でございます。910万7,000円の増額でございます。補正後は2,910万7,000円の計上となっております。

ご審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

2番、小林議員。

○2番（小林真奈美君） 3点ほど、まずお聞きしたいと思います。

まず、事項別明細書の7ページなのですがすけれども、その1項の総務管理費関係なのですがすけれども、まず、13節の使用料及び賃借料についてです。

説明では、電気の保安管理の施設機器のレンタル料という説明がありましたが、これは具体的な項目と金額を、これ全部に295万5,000円かかるのかどうか、ちょっと聞き漏らしたかもしれませんが、具体的な金額を教えてくださいのと、それから、17施設、そこに機器を入れる対象とするということでしたけれども、この17施設についても教えてください。

次に、2点目なのですがすけれども、同じく7ページの8目の企画費、説明の2ですか、地域公共交通対策事業、ライドシェアに関わることについてです。一般質問の中で運転手の募集

を20人ほどということであったかと思います。

ちょっと聞き漏らしかもしれないのですが、タイミーを通して募集するというお話があったかと思いますが、タイミーに対しての、もし通すのであれば、委託料とかそういうお金が幾らかかるのか教えてください。

それから、事項別明細書の11ページになります。6款農林水産業費の1項農業費の2目農業管理費の中で農業次世代人材投資事業交付金というのが235万円出ていて、先ほどの説明ですと、新規就農者への支援ということで説明がありました。

私は一般質問の中で、新規就農のことについても洞爺湖町の人口減対策としてお聞きしたことがあるのですが、そのときの答弁では、高台地区においては、新規就農者はいない、農業後継者の関係で充実している部分もあるので、新規就農者はいないという話、それから、虻田地区にとっては、地形的とか農地の関係でちょっと新規就農に入るのは難しいというお話を伺ったかと思いますが、今年度の235万円について具体的な内容について教えてください。

○議長（大西 智君） 小林議員、これは225万円ではないですか。

○2番（小林真奈美君） 225万円について教えてください。お願いします。

○議長（大西 智君） 3件ほどです。

末永総務課長。

○総務課長（末永弘幸君） 1点目の件でございますけれども、事務機器等借上料295万5,000円ですけれども、17施設の個別の施設名を挙げればよろしいですか。金額とですか。

施設名、役場本庁舎、それと洞爺総合支所、健康福祉センターさわやか、それと洞爺ふれ愛センター、洞爺いきがい交流センター、とうや水の駅、洞爺湖観光情報センター、洞爺湖文化センター、洞爺湖町にぎわい広場、農業研修センターアグリ館とれた、リサイクルセンター花美館、虻田小学校、虻田中学校、洞爺湖温泉小学校、洞爺中学校、洞爺高校寄宿舎洞青寮、それと、虻田学校給食センターとあぶた体育館になります。

以上です。

○議長（大西 智君） その内容ですね。

末永総務課長。

○総務課長（末永弘幸君） 失礼しました。

電気工作物の保安監視機器に関する賃貸借ということで、電気保守を委託しておりますけれども、保守するに当たり、その機器の設置が必要になりますので、その機器に対する使用料の支払いの内容になります。

以上です。

○議長（大西 智君） 次に、タイミーという部分でライドシェアの関係です。

藤岡企画財政課長。

○企画財政課長（藤岡孝弘君） 2点目のタイミーの関係です。

今回、ライドシェアの実証運行をするに当たりまして、ドライバーの確保で、20名程度の

ドライバーを確保したいということで、昨日も一般質問でも申し上げたのですけれども、今回の予算の中では、そのドライバーの報酬ですとか、そこら辺りの予算計上はされておられません。

それから、このドライバーを募集するに当たってはタイミーで募集するのかなどというところも、今のところタイミーは今回ドライバーに関してはなじまない部分が多いのかなど。理由については、ドライバーも、これは二種免許は要らないのですけれども、講習を1日受けていただいてドライバーの登録をしてもらうことになりますので、例えばタイミーでその日に働きたいといった場合でも、そういった講習を受けていただいたドライバーに限って今回運行していただくように考えておりますので、タイミーについては今のところ考えておりません。

以上です。

○議長（大西 智君） 片岸洞爺総合副支所長。

○洞爺総合支所副支所長（片岸昭弘君） 私のほうから新規就農の支援の関係でございます。

議員、前回ご質問いただいたときに、洞爺高台地区につきましては、後継者等が多く、新規に参入するのが難しいというご答弁をさせていただきました。現実、やはり規模拡大を志向している農業者が多い現状でございますので、なかなか難しいというのが現状です。

ただ、今回、新規就農者が就農できた内容でございますが、経営継承といいまして、第三者、今現状経営をしている農業者の方がそのままその経営を新規就農者に譲り渡すという形で、一対一の経営を継承できたということがございましたので、令和5年から、その方のところで親方を指導者として研修を2年間行いまして、本年4月から経営を始めたという方でございます。

ご夫婦で就農されておりまして、今回の支援の内容でございますけれども、次世代を担う農業者となる志向の方、49歳以下の方なのですけれども、新規就農の準備段階ですとか、経営を開始する早期の経営確立を支援する資金として、国が道を経由して市町村が交付するという支援でございます。

1名で月12万5,000円掛ける12か月ですので150万円頂けることになるのですけれども、ご夫婦で経営を始める場合はその1.5倍という形になりますので、二人で年間225万円頂けるという内容でございます。

交付後3年間経営を継続していただいて、それが達成できれば免除するという制度でございますが、最長3年間交付を受けるということになってございますので、新規に新たに就農される方は物価高等で大変厳しい状況でございますので、このほかにも、農地の賃貸契約に対する借地料の軽減ですとか、各種国の支援を活用しながら、定着した就農に導けるよう、町としましても支援していきたいと思っております。

以上です。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。小林議員、まだありますか。

2番、小林議員。

○2番（小林真奈美君） ありがとうございます。

まず1点目に質問した事務機借上料の295万5,000円、これはたしか1回目のときに質問したと思うのですが、この295万5,000円全てがこの電気保安関係のリース料に使われるという内容でよかったのかなというふうに、ちょっと確認です。

それと、先ほどライドシェアに関しては、タイミーは通さないということで、ちょっと私も心配していたので、その答弁についてはちょっと安心をしました。

それから、新規就農の225万円については、今現在、経営継承という形でおられるそのご夫婦に使われるということで確認しましたが、その1点目の質問をもう一回、その295万5,000円についてお願いします。

○議長（大西 智君） 末永総務課長。

○総務課長（末永弘幸君） ただいまの件でございますけれども、17施設において発生する料金の今回、補正予算を提案させていただいているという内容になります。

以上です。

○議長（大西 智君） 聞こえづらかったので、もう一度答弁をお願いします。

○総務課長（末永弘幸君） 17施設、今回、使用賃借という形で予定していますけれども、その17施設全てにおける費用を今回補正予算の提案をさせていただいているところでございます。

○議長（大西 智君） よろしいですか。3回目です。

2番、小林議員。

○2番（小林真奈美君） 3回目なので最後になります。

先ほどの電気保安関係のことなのですが、今まで町から委託を受けていた町内の業者さんからお話を聞く機会がありまして、先日も総務課の方から説明をいただいたのですが、委託を受けて仕事をしてきたけれども、今年度、町から何の問合せもなく、ほかの業者に決まったということをお伝えされたと聞いています。

資料請求した際、その中に随意契約相手選定の理由書というのがありまして、私も見させていただいたのですが、契約相手業者と町内業者との、この二つの業者の対照表がありました。

その内容は、ちょっとこれは不公平じゃないかなと思われる内容だったのですが、なぜかという、一つはその対照表が町内業者1者と苫小牧の業者の2者だけになっています。今まで委託していた地元業者からは一切聞き取りをせずその理由書が作成されているということで、町内の業者の本人にも確認しています。

また、ほかの業者も対照表に入っていない。なぜこういうふうに地元業者に聞き取り、今まで委託していた地元業者に聞き取りもせず、選定理由が通ったのかなというのが一つ疑問です。229万5,000円ですか、それが。

○議長（大西 智君） 業者選定に関わる部分ですね。

○2番（小林真奈美君） それと。

○議長（大西 智君） それとでなくて、今の質問というのは業者選定に関わる部分ですか。

○2番（小林真奈美君） はい。それで、続けてもいいでしょうか。

○議長（大西 智君） 業者選定の部分に関わるのは、議員としての質問としたらどうなのかなという部分はあるのですけれども。

○2番（小林真奈美君） 議員としての質問というか、その後に、もう契約されたと聞いているのですよ。予算案、まだ通っていませんよね。もう契約されたと、先日、総務課の方から、これお話を聞いたのですけれども、そういうことでいいのかどうか、ちょっと確認したかったです。

○議長（大西 智君） 整理します。

町内の業者という部分が、まずいるのかどうかというところで、ちょっと聞きたいと思えますけれども。

末永総務課長。

○総務課長（末永弘幸君） 町内の業者の関係でございますけれども、令和7年の入札参加資格というのが、今回、更新時期を迎えまして、今回から町内の受注機関を増やしたりですとか、育成に努めたりすることなどを目的に業者の認定基準を設けたところでございます。

それで、今回、電気保安管理業務を選定するに当たって、当方で確認をしてございましたけれども、町内業者として選定された業者はまずございませんでした。

以上です。

○議長（大西 智君） もう1点。予算がないのに契約できるのかという部分も質問に出たかと思うので。

高橋総務部長。

○総務部長（高橋秀明君） まず、先ほどの質問の中で、契約が完了しているのかどうかという部分については、今回完了はしております。その中で、今回の契約においては、契約締結の前に、まずその予算を確保するという必要があることから、予備費を充当して対応しているというようなことでございます。

本来は、予備費を充当した場合に、補正予算を計上するということの必要性はないのですけれども、予算に応じて、その金額に応じてだったり、そういう部分において議会にもお諮りし、支出する内容をお示ししたいということから、このたび補正予算を計上しているというような状況でございます。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

4番、五十嵐議員。

○4番（五十嵐篤雄君） 2点ほどお伺いいたします。

13ページの道路橋梁費の洞爺地区の道路橋梁保守事業で側溝の清掃の予算が計上されておりますけれども、先ほどちょっと場所の説明がございましたけれども、長さがどれぐらいに、もし分かれば教えていただきたいのと。

これはもともと、側溝という形できちっと整備されている側溝が、だから側溝というのだ

と思いますけど、それをきれいにする。それで、側溝がきちっと管理されていなくて側溝とするのかというのちょっと考えにくかったのですが、きちっと側溝とされている状況の側溝を整備するのかということの確認。

それと、そうだとしたら、これは土砂の流入等で詰まるケースが出てくるのでしょうか、これは毎年とか、定期的にとか、そのサイクルはどういうようになっているのか、これも教えていただきたいと思います。

2点目は、そのすぐ下にある芸術館の管理運営事業ですが、ちょっと聞き漏らしたのですが、アトリエ云々とかという話はちょっと耳にしたのですが、特別展の作品運搬業務ということで、まだこの特別展のご案内を、まだされていないかなと思うのですが、もしされていたら私が漏らしているのかもしれない。どんな特別展を考えているのか、この点についても教えていただきたいと思います。

○議長（大西 智君） 2点ほどです。

後藤地域振興課長。

○地域振興課長（後藤和郎君） 洞爺地区の道路橋梁の維持の側溝の関係でございます。

香川地区にある側溝の関係でございます。場所は確認してございますけれども、経年で土砂が一定程度堆積していきまして、そこに水がたまることによりまして、一定程度雨が降ったときに、堆積した土砂が邪魔しまして道路が一部冠水するということもございまして。

あとは近隣のところの土地については、ちょっと新たに就農したというか、新たに借りている方もいらっしゃるしまして、新しく側溝を清掃する際には、土地を借りている方に、その側溝に泥が入れないように土のうを積むだとか、そこに草を生やすとか、そののところに努力してくださいというお願いはしていますけれども。

今回につきましては、ちょっとそういうような事情もございまして、町のほうで側溝をちょっと掘らせていただきまして、あと、傾斜もちょっと若干、現地で業者とも確認して、ちょっとそこのところも打合せして確認してございます。

距離の観点でございまして、ちょっと持ち合わせの資料がございまして、ちょっと後で資料提供させていただきたいと思います。

○議長（大西 智君） 若木洞爺総合支所長。

○洞爺総合支所長（若木 渉君） 今の補足させていただきます。

延長につきましては、成香3号線につきましては70メートル、もう1路線、洞爺香川線につきましては、素掘りの側溝として約41メートル、そのほかに、トラフの中、整備されている側溝の中の清掃として72メートルの清掃を予定しているというところでございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） あと、側溝のサイクルというのですか、その辺の答弁もお願いします。

若木洞爺総合支所長。

○洞爺総合支所長（若木 渉君） サイクルとして特に決められたものというのではなくて、先ほど担当課長のほうが答弁しましたように、基本的にはその側溝に土砂が入り込まないよう

な措置をしていただくように、農業振興課とも連携しながら指導をしているところでございますが、今回につきましては農業者さんの入替え等があって、前任の方の畑から流出した土砂の関係がちょっとございましたものですから、今回そういうことで掃除のほうをさせていただくということでございます。

○議長（大西 智君） 角田社会教育課長。

○社会教育課長（角田隆志君） 13ページの洞爺湖芸術館の特別展の概要についてご説明をさせていただきます。

今年度は8月1日から9月23日までの期間で特別展を実施する予定でございまして、世界的に活躍する洞爺湖町出身の道川省三さんの作品展でございまして、陶芸家でございまして、いろいろなダイナミックな作品を数々手がけている方でございます。

今年につきましては、シリーズでTHE IN BETWEENというタイトルで京都でも個展を開いたということで、その流れで洞爺湖芸術館に展示していただけるということになってございます。

それから当初、写真のほう、展示コラボでやろうと考えておったところなのですが、その作家さんといろいろ協議を重ねて、やはり荒々しい写真が、噴火の写真がいいということになりまして、この道川さんの作品のみの展示という形になった次第でございまして。

ポスター、チラシにつきましては、印刷が上がったばかりでございまして、これから周知をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

11番、板垣議員。

○11番（板垣正人君） 一つだけちょっと確認させていただきたいと思います。

9ページの民生費のところ、低所得世帯支援等給付金事業2,736万3,000円、これは先ほどの大体内容は大体分かるつもりではいるのですが、中身をもう少し詳しくということで、例えば対象人数とか、いつ頃給付されるのか、また金額だとかいろいろ、また、今どこまで事務的な処理を進めているのかとか、そういうことも含めて、町側の今体制というか、これからやろうとしていること、また時期だとか、そういうことをもう少し詳しく教えていただきたいと思います。

○議長（大西 智君） 高橋健康福祉課長。

○健康福祉課長（高橋憲史君） ただいまの低所得世帯支援等給付金事業のもう少し詳しい中身ということでございます。

冒頭の中で副町長のほうからちょっと説明をさせていただいた部分と重複するところがあるかもしれませんが、基本的には昨年度、令和6年度におきまして所得税、令和5年分の所得に対して令和6年度に推計分として、7年度に支給される分も含めまして給付をしたところなのですが、このたび令和6年の所得が確定したことに伴いまして、まずは令和6年分の所得税、それから令和7年度に住民税として課される部分の税金が決まったと

いうこととございます。

お一人につき所得税は基本的には3万円、住民税が1万円ということで4万円の枠組みの中で、これは調整給付という形の中で給付されたものなのですけれども、このたびそれが確定したことに伴いまして、推定で出していた部分について、過不足が当然生じたわけなのですけれども。

多く出していた部分につきましては当然返金の必要は全くございませんが、例えば、例で挙げますと、昨年度中に退職をしてしまって収入が全くなかったですとか、あるいは一般の営業事業者の方であれば、農業、漁業、その他の一般事業者の方であれば、収入、所得などがどんと下がったことによりまして住民税、所得税が減ってしまうと。こういったことに伴いまして額が減った方々を対象といたしまして、このたびその不足額として給付をするものでございます。

それで人数のお話がございました。人数につきましては、合計で、今現時点で対象とされている方につきましては920名でございます。合計額はこちらの補正の額に載せているとおり、定額減税調整給付金として2,580万円、これが全ての今見込まれるところの対象金額となっております。

それで給付のスケジュールというなお話がございました。今こちら、胆振の連合会のほうからシステムのほうの改修が順次整ってまいりますので、今、町といたしましては、当然速やかに、可能な限り速やかに給付する考え方でいるのですけれども、7月の中までにはまず第1回目給付できればしたいなというようなところで今スケジュールを立てて、事務的に進めているところでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） よろしいですか。ほかに質疑。

9番、越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） では、1点だけ質問させていただきます。

こっちから見ると全然私のほうに質問ないなって思っている課長が見受けられますので、政策推進課長に質問させていただきます。

今回、企業版ふるさと納税ということで100万円ほど計上されて、恐らくこれは努力の結晶だろうと、こういう認識をしているのですが、ただ、我々は企業版ふるさと納税ということになると、行政報告などで分かるという状態なのですよ。

やはり推進課のほうでも一生懸命努力をしていると思っているのですよ。努力しているだろうと。この企業版ふるさと納税というのは、ちょっと自分も熟知していない部分もあるのですが、事前に使者が来るとか、いきなり来て100万円寄附しますよということではないだろうと思うのですよね。それで事前にどういうアポを取ってこの洞爺湖町に来ていただいているのか、その辺も伺っておきたいと。

そして、やっぱりふるさと納税を増進させる、飛躍させるということは、地域政策課ばかりじゃなくて、みんなでやっていかなければならないなと思っているのですが、それで2年

ほど前に、東京周辺の県によりまして、ふるさと納税が伸びているということで、いろいろ研修をした経緯があります。

そこは、前に自分は一般質問でも取り上げて申し上げたのですが、いわゆるお金持ちの人はある程度、知り合いなんかだとかいろいろ把握して、そちらのほうにパンフレットを送ったり、営業活動を展開したりとか、そういうことでふるさと納税を飛躍させているということが聞かされております。

したがって、現段階で洞爺湖町として、トータル100万円プラスと2億9,300万円ということなのですが、今まで件数にしたら何件なのだろうか。

それから、前回の行政報告であったかと思うのですが、例えば、これは言ってもいいと思うのですが、トヨタでは500万円ほど寄附しましたね。それで、そういう高額な寄附行為してくれている、ありがたいのですが、何か札がついているとかね、後々こういうことをお願いしたいとかこうだとかというものがあるのだろうか、どうだろうか。それを伺って、再質問させてもらいます。

○議長（大西 智君） 2点ほどです。

野呂政策推進課長。

○政策推進課長（野呂圭一君） 企業版ふるさと納税の関係で、事前にどのような活動をしているかというようなご質問なのですが、こちらは、これまでなかなか企業のほうにどういふふうアプローチしていいのかわかしく、つないでいただけるというところもなかなかなくて、寄附のほうも伸び悩んでいたのですが、昨年度、中間事業者も入れまして。

そういったところで、やっぱりその当町の魅力、多岐にわたりますので、農業、産業、観光業など、こういったものと、あとは環境、持続可能な社会とか、あとSDGs的な、環境に特化したようなところで、うちの町は、そういったところの特色が、注目度が特に高いというところをPRしまして、中間事業者といろいろ協議した中で、昨年度後半に、議員ご指摘のように大きな額が納税された。

こういったところで、やっぱりうちの町のよさをどういふふうPRしていくのか、これをいろんなところと協議をしながら進めていった結果、伸びてきているのだということだと思います。

件数については、昨年度3件だったかなと思うのですが、今年度は1件、さらにはそういった企業のほうからお話いただくという部分と、もう一つ手法がありまして、公募型みたいなところがあって、これについては今オープンになっているので言うのですが、エア・ウォーター北海道というところが、10年にわたって10億円を北海道179市町村に配りますよと。

こういったところに手を挙げて、我々洞爺湖町のよさ、こういったもので、もちろんいい作戦を立てて、注目をしてもらわないと駄目なのですが、そういったところを全ての課、部課長と共有しながら、議員おっしゃるように、うちの課だけではなく、組織全体でやはりPRをしていくと。こういったもので大きな企業の支援をいただくかというのを組織全体で一

応やっているとこでございます。

あとは、大きなお金、これは札つき、何か利益誘導とかそういったことをご懸念されているのかなと思うのですが、そういうことは一切ございません。というのは、そういったことになるとう脱税行為に当たりますので、これは厳しく国のほうから監視、指摘されますので、こういったことはないということでご承知いただければなと思います。

以上です。

○議長（大西 智君） 9番、越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） 企業版ふるさと納税等と、あとその営業の仕組みとか、寄附行為をしてくれる方々の思いというのは、きちっと受け入れてやっているのだなと思っております。

それで、ちょっと余談になるかも分かりませんが、例えば相手方をたくさん、こちらから営業行為を起こすのに、やっぱり把握する必要があると思うのです。それで、場合によっては、これは個人情報に制約されるかどうか、ちょっとその辺は、自分はまだはっきり分からないのですが、例えばマラソンなんかに来ますよね。いろいろ、何千人も。

そういったマラソンだとか、あるいはまたまんがフェスティバルにたくさんの方々が来ていただくと、こういう方々を、その先ほど言ったように、個人情報に制約されない部分で、相手方に対する洞爺湖町の魅力だとか、あるいは特産品であるとか、そういったことをPRしてはどうかという気がするのですが、あまり長くしゃべれば、事務局長がちょっと目を光らせていますからあれだけでも、その辺はどうなのですか。そういう手法も取るべきじゃないのかなと。

先ほど言ったように、くだいようですが、件数は下がっているけれども、料金は上がっていると。これはどういうことですかと、自分も東京の、何という、周辺の県であったのだけれども、質問したら、先ほど言ったように、お金持ちの方々をある程度、関係する方々を把握して、そこに営業をかけると。そこにそのパンフなども積極的に送ると、こういう活動で伸びているのだと、ちまたで言いますが、その県は、一番返礼品で多いのは何かといったらトイレットペーパーだそうです。

トイレットペーパーというのは、お年寄りがなかなか持って買物して帰るのがつらいと。それで、ふるさと納税したならばトイレットペーパーを定期的を送ってあげると。これがどっと伸びているということで、参考にまでだけだね。

そういう手法をみんなで、政策課ばかりじゃなくて、みんなで取り組めるような環境というのは整えられないものなのではないでしょうか。どうですか、その辺は。

○議長（大西 智君） 野呂政策推進課長。

○政策推進課長（野呂圭一君） まず、マラソンですかアニフェス、こういったところでPRできないのかというところなのですが、こちらにも既に実施しております。

こちらについては、テントを一つ用意して、ふるさと納税、こういったものを、洞爺湖町の魅力はこういったもので、返礼品についてもそういった取扱いありますよというのを、面白おかしくというか、ガチャガチャみたいところで景品が当たるようにしながら注目度を

上げながらやっております。

やはり、デジタルの中だけではなく、現場で顔の見えるところでPRするというのも一つ重要なものですから、そういったところに力を入れてやっております。ご助言ありがとうございます。

次に、件数は下がっているが納税額が増えていると。まさにご指摘のとおり、件数と、富裕層というところで、我々のターゲットを、重きを置いておりまして、なぜなら、ふるさと納税のよくされている所得の高い富裕層の方々、こういったところにやっぱり刺さるような返礼品をつくっていくと。

それで我々やっているのは、特に洞爺湖町では昨年度約3億円のうち1億円がホテル関係、旅行関係、こういったもので、一つで100万円を超えるような納税額のものもありますし、20万円とか、そういったところのホテル宿泊券とか、あとは感謝券と言われる洞爺湖温泉の観光協会に入っているところで使えるようなクーポン券ですね。こういったものはすごく人気があるという状況ですので、引き続きそういったところをPRしていきたいなというふうに思っております。

あと、三つ目のトイレットペーパーとか、水とか、こういったところは。

○9番（越前谷邦夫君） 例えます。

○政策推進課長（野呂圭一君） 例えますね。では、以上でございます。

○議長（大西 智君） よろしいですか。ほかに質疑はありますか。

10番、石川諭議員。

○10番（石川 諭君） 事項別明細書の7ページ、先ほど前の議員が質問していたのですが、13節の事務機器等借上料、これが295万5,000円となっていますけれども、事務機器等ということは、ほかに、発電機以外、17施設以外にあるのですよね、そこをまずちょっと確認したいということと。

それと、この契約はいつしたのか、それから、どこの業者としたのかということと、あと、予算も決まっていらないのに契約はできるのか、契約決定に問題はなかったのかということも再度お聞きしたいと思います。

三つ目です。地元業者の育成を優先すべきであるのに、なぜ町外業者を選定したのかと。その町外業者の契約金額は地元業者より安いのかということをお聞きしたいと思います。

そして、その選定した業者の契約金額は、17施設と言っていますけれども、私が聞き取りした、前の契約者に聞き取りしましたら28施設あるということなのです。それで、ほかの残った施設には補正予算が上がっていませんけれども、この選定した金額、業者の、全体で幾らになるのかということもちょっと教えていただけますか。

○議長（大西 智君） 今質問の中で、先ほど説明された、答弁いただいた部分もあるのですが、そこは割愛してよろしいのでしょうか。

再度ですか。今ばつと何件か言われたのですけれども。

○10番（石川 諭君） 最初に申し上げたのは。

○議長（大西 智君） 2回目になるのですけれども。

○10番（石川 諭君） 今言ったことに対しての。

○議長（大西 智君） それは分かります。

町のほうでは、今言われた部分は全部把握できていますか。

先ほど課長のほうの答弁で、町内業者はいないということなので、質問がかみ合わない部分があるのですけれども。

○10番（石川 諭君） 町内業者がないということなのですけれども、昨年やっていた町内業者がいるのですけれども、そういったことは、候補に挙がらないのですか。

○議長（大西 智君） そうしたら、その説明からお願いします。

高橋総務部長。

○総務部長（高橋秀明君） まず、町内業者がいるかないかという、前段で、電気工作物管理業務委託の関係で町内業者がいるかないかというところなのですけれども、まず町のほうでは、その町内業者という基準が、ちょっと設定がなかったものですから、町内業者という基準を設けて、それで今年の2月1日から、入札参加資格審査の受付を開始いたしました。

それで2月1日から2月28日まで受付をしたところなのでございますが、その段階で町内業者の認定の書類の提出が、先ほど言った委託業務の内容について届出は一切なかったということなので、町内業者に当たる業者がいなかったということがそこでまず確定しているというようなことでございます。

○議長（大西 智君） それでは、そのほかの今の質問についての答弁をお願いしたいと思います。業者とか、いつ契約を結んだのかとか、その部分だったと思うのですけれども。

あと、28施設という部分があったのですけれども、17施設ということで。

末永総務課長。

○総務課長（末永弘幸君） 今回、リース料金が発生してございますけれども、この金額につきましては、全施設になりますけれども、全部で438万9,000円という形で年間トータルになりますけれども、年度ですね、12か月の金額はこの金額になります。

それと、契約の関係ですけれども、契約日につきましては、こちらのほうでは4月2日という形で把握をしてございます。

以上です。

○議長（大西 智君） あと17施設という部分と28施設、施設の部分は17で間違いないのですか。

末永総務課長。

○総務課長（末永弘幸君） 施設については、17施設というのは一般会計で網羅されている17施設という捉え方でよろしいかと思えます。

以上です。

○議長（大西 智君） ほかに質疑。

10番、石川諭議員。

○10番（石川 諭君） 今、町内業者が見当たらないということを書いていましたけれども、では去年やっていた業者というのは町内業者なのですから、それは該当されないということなのでしょうか。

それと、その該当されないというのであれば、その該当されない理由をちょっと教えていただきたいのと、もう一つ、町内業者と、去年やっていた町内業者と話をしたのかどうか。したのであればいいのですけれども、前業者には、話し合いはしていないと。全然そんな話も受けていないということ。

○議長（大西 智君） 業者選定に関わる部分で、そういうちょっと質問は、なじまないのですけれども、まず確認として、町内業者の部分、ちょっと再度答弁をお願いしたいと思います。

高橋総務部長。

○総務部長（高橋秀明君） 先ほどと答弁ちょっと重複するかもしれないのですけれども、洞爺湖町指名競争入札参加者指名に係る町内業者及び準町内業者の認定基準というのを設けてございます。

その認定基準を照らし合わせると、今回2月1日から28日に受付をした際に、そこに該当する事業所、企業はないということで、町内業者はないということで確認しているところでございます。

○議長（大西 智君） よろしいですか。3回目です。

10番、石川諭議員。

○10番（石川 諭君） あくまでも町内業者の認定はないというふうに言い張っていますけれども、本当にそうなのかどうか、私はちょっと、何というのかな、不信感を持っていますね。これはちょっと古い話、去年の話なのですけれども、集会所を取り壊したこともありまして、そのときに我々は、私たち住民は反対していたのですけれども。

○議長（大西 智君） 石川諭議員、議案の部分で、これは一般会計の補正予算の部分でございまして。この案件に沿って質問していただかないと、議事は進行できません。

○10番（石川 諭君） ちょっとなかなか攻め落としにくいのですけれども、やはり事務機器ということが非常に引っかかっていまして、あと、最初に申し上げた事務機器等の等というのはほかに何があるのですか、リース料以外に何があるのでしょうか。

○議長（大西 智君） 先ほど答弁したかと思うのですけれども、その辺は。その1点でいいのですか。

○10番（石川 諭君） もうあれなので、はい。

○議長（大西 智君） 先ほど答弁したかと思えますけれども、再度。

末永総務課長。

○総務課長（末永弘幸君） 先ほどの答弁と重複しますけれども、電気の保安に必要な事務機器がありまして、その電気保安監視の機器の賃貸借に関するものでございますので、そのシステム、施設に取り付ける機器があるのですけれども、それについてリース契約をするとい

う内容でございますので、それ以外の機器のものについてはございませんということで、そういう答弁になります。

以上です。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

5番、今野議員。

○5番（今野幸子君） 今の問題とぶつかるのですが、先ほど、まず一つは、入札の参加基準、認定基準を決めたということで、該当する業者はいないと、町内にはいないということをおっしゃられたと思うのですが、今まで結局やっていた業者というのは、それではその認定に外れるような業者を頼んで、行っていたという。何かそこで問題が起きたから新たな認定がそこでできたのかどうか。

それと、予備費でこうやると、何か議会に通さないでできるということで、ここで契約して、もしその後に予算化、補正予算を組むときに、その補正予算が通らなかった場合、その契約はどうなるのでしょうか。その2点お聞きします。

○議長（大西 智君） まず1点目なのですが、確認になるかと思えます。

高橋総務部長。

○総務部長（高橋秀明君） 1点目の、まず、今回外されたかどうかというものはちょっとあれなのですが、今回、入札参加資格審査申請受付をまずします。それを2年に1回するので、その2年に1回の受付期間が2月1日から、先ほども申し上げたように、28日の1か月間、受付をしていました。

その際に、先ほど言った基準に当たる部分については、町内業者、準町内業者のものに対しては、自ら申請書を出さなければいけないということになっております。それがその申請書を出されていない部分、出されているところの委託業者が一切なかったと。それで今回受けられる町内業者はなかったということから今回このような形になっているというようところでございます。

それと、補正予算の部分で、今回議決を得られなかったらどうなのかという部分については、あくまでも、先ほどもちょっと答弁しましたが、予備費を充当して対応しているということなので、本来でいけばそこで話は終わるのですが、先ほど申しましたように、議会側にしっかりお示ししたいという、お諮りしたいということから今回補正予算を上げさせていただいたというところでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

5番、今野議員。

○5番（今野幸子君） それでは、先ほども言ったのですが、補正予算が通らなかった場合も、その契約は続くという形になるのですか。

○議長（大西 智君） 先ほど答弁したと思うのですが、

○5番（今野幸子君） すみません、確認です。

○議長（大西 智君） 高橋総務部長。

○総務部長（高橋秀明君） はい。その契約はそのまま有効になります。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

まず、本件に反対者の発言ということでよろしいですか。

2番、小林議員。

○2番（小林真奈美君） 令和7年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算に対する反対討論です。

まずは先ほど質問した件に関わって、電気管理関係の補正について、契約に至るまでの段階がまず不明瞭である。それから、先日総務課から聞いた、説明を受けた内容とちょっと違う部分があって、このままではちょっと私のほうでは賛成することはちょっとできないかな、まだまだ説明が不十分かなということがあります。

地元業者は該当に当たらない、しかも申請が出ていないということで、今回はそちらに契約したということですが、その地元業者が言っている説明とちょっと違う。この疑問が残る段階で、この補正予算に対しては認めるわけにはいかないかなということで、今回この補正予算に対しては反対します。

以上です。

○議長（大西 智君） 次に、本件に賛成者の発言を許します。

11番、板垣議員。

○11番（板垣正人君） 今回の一般会計の補正予算というのは、今のこともありますけれども、大事な大事な、私もこれは一般質問しましたけど、ライドシェアの予算だとか、低所得者対策の予算など入っております。これは絶対通すべきな予算だと思います。

賛成の立場で討論させていただきますけれども、今いろいろ町の説明を聞いた中、契約内容とか、特に問題はないと私は思いました。また、予算についても、既存の予算内で多少の予備費を使ったとか、多少のやりくりはあったにしろ、これも特に補正はないと私は感じました。

補正予算案の全体を通して問題がなく、また適正に進めているとの説明であったと認識しました。私は。だから、そういうことで本議案については賛成の立場で討論させていただきました。

以上です。

○議長（大西 智君） これで、討論を終わります。

これから、議案第12号令和7年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大西 智君） 起立、多数です。

したがって、議案第12号令和7年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

ここで、休憩といたします。再開を2時25分といたします。

（午後 2時14分）

○議長（大西 智君） それでは、再開をいたします。

休憩前に戻り、一般議案を続けます。

（午後 2時25分）

◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第17、議案第13号令和7年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算第1号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八反田副町長。

○副町長（八反田 稔君） それでは、議案書30ページをお開き願いたいと思います。

議案第13号令和7年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）でございます。

令和7年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ326万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億396万7,000円とするものでございます。

以下、事項別明細書で説明をさせていただきます。

事項別明細書4ページ、5ページをお開き願いたいと思います。

歳入でございます。4款1項繰入金3目職員給与費等繰入金で126万6,000円の増と、7のその他一般会計繰入金126万6,000円の減でございますが、これは人事異動による職員の給与等の財源の振替でございます。

次に5款1項1目の繰越金でございます。前年度繰越金として326万7,000円を増額するものでございます。

6ページ、7ページをお開きください。歳出になります。

1款総務費1項総務管理費1目の一般管理費でございます。126万6,000円の増額で人事異動による給与等を増額するものでございます。

8款1項1目の予備費でございますが、200万1,000円を予備費に計上するものでございます。

ご提案申し上げます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第13号令和7年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号令和7年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第18、議案第14号令和7年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八反田副町長。

○副町長（八反田 稔君） 議案書33ページをお開きください。

議案第14号令和7年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算（第1号）でございます。

令和7年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものでございます。

第1条でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,179万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億6,329万7,000円とするものでございます。

これからは、以下事項別明細書で説明させていただきます。

4ページ、5ページをお開き願いたいと思います。

歳入でございます。2款国庫支出金2項国庫補助金3目の地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）でございますが、417万3,000円を増額してございます。

内訳でございますが、現年の分で382万9,000円を増額、これにつきましては、包括的支援事業費の増に伴う増額でございます。過年度分の34万4,000円を増額でございますが、交付金の額の確定による追加交付に伴い増額するものでございます。

3款の道支出金の2項道補助金3目の地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）でございますが、203万7,000円を増額してございます。現年度分で191万4,000円、過年度分

で12万3,000円の増でございますが、増額理由は国庫支出金と同様に事業費の増と、交付金の確定によるものでございます。

その下、6款の繰入金1項一般会計繰入金の5目の地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）で420万5,000円の増額でございます。現年度分の包括的支援事業費の増に伴う増額でございます。

7款1項1目の繰越金でございます。前年度繰越金として5,138万2,000円を増額するものでございます。

6ページ、7ページをお開きください。

歳出でございます。3款地域支援事業費2項1目の包括的支援事業費で994万8,000円の増額でございます。職員の給与、手当、共済費等、人事異動に伴う増額でございます。

4款基金積立金1項基金積立金の1目の介護保険給付費支払準備基金積立金で、2,316万3,000円の増額でございます。令和6年度の会計決算に伴う余剰金を積立するものでございます。

5款の諸支出金1項償還金及び還付加算金の2目の償還金で2,868万6,000円の増額でございます。これにつきましては、令和6年度の国庫負担金の精算に伴う介護給付金の負担金の返還金でございます。

以上、ご提案申し上げます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第14号令和7年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号令和7年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第19、議案第15号令和7年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八反田副町長。

○副町長（八反田 稔君） それでは、議案書36ページをお開き願いたいと思います。

議案第15号令和7年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）でございます。

令和7年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条でございます。歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ712万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億843万9,000円とするものでございます。

以下、事項別明細書で説明をさせていただきます。

4ページ、5ページをお開きください。

歳入でございます。3款1項1目の繰越金でございます。前年度繰越金としまして712万9,000円を増額するものでございます。

6ページ、7ページ、歳出でございます。

2款1項1目の後期高齢者医療広域連合納付金でございます。18節の負担金補助及び交付金の保険料の負担金でございますが、615万7,000円を増額するものでございまして、出納閉鎖期間における収入分の保険料を納付するものでございます。

4款1項1目の予備費でございますが、繰越金の残額97万2,000円を予備費に計上するものでございます。

以上、ご提案申し上げます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第15号令和7年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号令和7年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

◎意見書案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第20、意見書案第1号消費税を緊急的に引き下げをを求める意見書案についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

今野議員。

○5番（今野幸子君） はい。

意見書案第1号。

洞爺湖町議会議長、大西智様。

令和7年6月16日。

提出議員、今野幸子。

賛成議員、小林真奈美。

消費税を緊急に引き下げをを求める意見書（案）について。

会議規則第9条第2項の規定により、上記議案を別紙のとおり提出します。

記。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、経済財政政策担当大臣。

消費税を緊急に引き下げをを求める意見書（案）。

物価高騰が続き、国民の暮らしと営業に深刻な影響を与えています。本道の消費者物価指数（令和7年3月）は、令和2年を基準とした場合に113.1となっています。とりわけ、食料品が126.4、光熱・水道が124.0など。日々の生活に欠かせない費目で高騰していることは、道民の暮らしに大変深刻な影響を与えています。

消費税はどれだけ生活に困窮していても、負担する過酷な税金です。消費税は住民税や所得税と比較した場合、年収900万円以下の中間所得層を含めて最も重い税負担となっています。貧困と格差が拡大する中で、所得の低い人ほど負担が重い消費税を減税し、税制のゆがみを正すことは、人々の暮らしや中小企業の営業及び雇用を守るという点からも重要です。

世界では、新型コロナ危機以降、日本の消費税に当たる付加価値税を減税した国と地域は110に上っており、物価高騰から国民の暮らしと営業を守るための有効な対策として実施されています。この間、日本国内においても、報道各社の世論調査では、何らかの形で消費税の減税を求める声が多数になっています。

今こそ、日本も減税に向けて踏み出すことが求められています。よって、政府は国民の暮らしを守るためにも、緊急に消費税の減税を行うことを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和7年6月16日。

北海道虻田郡洞爺湖町議会議長、大西智。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（大西 智君） 説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

9番、越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） ちょっと提出者に質問いたします。

1年間の消費税額は幾らなのでしょう。

それと、消費税の使途はどうなっているのか。どれに使われているのか。

野党の党首は、私は支持政党ないのですね。それで、野党の党首は盛んに減税、減税と言っておりますけども、それは何か自分の耳を疑うわけじゃないけども、これは参議院選挙対策でこんなこと言っているなど。

最後のほうに、国民の暮らしを守るためにというけども、今、消費税が減税されたならば、社会保障というものが今まで安定化を図ってきたのですけども、減税することによって、社会保障費が危ぶまれるという、そういう懸念も持っているわけです。

そうすると、消費税入ってこない。そして、社会保障費が揺るがされる、ということは国民の暮らしをそれで守ることができるのかと。

私は特に後期高齢者で5年たっています、もう。それで当初は、保険料も2割でした。それが今度、1割になったのです。ごめんなさい、1割だったのです、ごめんなさい、逆です。1割であったのが2割になったと。

1割のときは、いやあ、本当に保険料が1割になってよかったなど。そしたら今度、突如として2割になった。今度、これからが大事なのですよ。今、ちまたの野党党首がこの間、テレビ放映して、私も耳を真剣に傾けていたのですけども、あまりでかい声で言えないけども、後期高齢者の保険料を全員3割にするのだと。しなければならぬのだと。こういうことを述べている党首もいるのですよ。

それでね、提出者。ちょっと見えないのだけども。そういうことを考えると、消費税1年間幾ら入って、社会保障にどのくらい回って、そして、社会保障というのは先ほど言ったように、安定化を図らなければならぬ、当然なのだけども。

入ってくるものが入ってこられないでどう社会保障というものの安定化を図るのか、その辺伺っておきたいなと思います。

○議長（大西 智君） 3件ほどでございます、3点ほど。

今野議員。

○5番（今野幸子君） まず、年間どのくらいかかっているかという、収入あるかということですよ。

今、私が提出しているのは、これだけあるから何に使いなさいとかという問題ではなくて、とにかくいろんな指数が、暮らしを苦しめているということは現実に、この指数から見て分かっていると。だから、取りあえず、減税して暮らしを守りなさいということなので、ちょっと年間の直接的な収入はつかんでいませんけども。

結構前になりますけど、消費税が1%上がると約2兆円近く上がるようなことは聞いたことがあります。調べていたことがあります。今、この段階で幾らになっているかはちょっと調

べておりません。すみません。

あと、減税は参議院選挙のものになっているのではないかということなのですが、私たちはもう参議院のずっと前、消費税が導入されたときから反対していましたので、特に選挙目当てではありません。

それから、個人の暮らしを守るということで、消費税がなくなったら社会保障の財源はどうなるかということなのですが、取りあえず今は財源とか、言っているのですが、まずは下げること。それに賛同してもらって、後はみんなで考えていくということが当然かと思うのですが、今、社会保障にどれだけ消費税が回っているかという、まず、消費税今までずっときて、五百何十兆円ちょっと正確な数字は入っていませんけど、が収入で入っているわけです。

ところが、その反面、大企業の所得税だとか、法人税だとか、そういったものの減税、その総収入は六百何十兆円と。まるまるその収入が消費税入った分はそっちで消えているというような形なのです。

ですから、今、中小企業よりも大企業のほうがはるかに法人税なんかも安い状態になっているわけで。同じような税金をそこにかけたならば、そういうふうには財源は生まれてくると考えています。

それから、保険料が1割から2割になった、今後はどうなるかという、3割になるのではないかという声も上がっているということなのですが、これは今のこの意見書では、そこまで2割のままにしてくれとかというのは求めていませんので、まずは消費税を下げるということで意見書としています。

以上です。

○9番（越前谷邦夫君） 再質問。

○議長（大西 智君） 私のほうからもあるのですが、今野議員。

○5番（今野幸子君） はい。

○議長（大西 智君） 越前谷議員の質問に、消費税という部分がどのように使われているのかということで、最初のほうに質問があったのですけれども。

○5番（今野幸子君） 先ほど言ったように、消費税のお金というのに色がついていません。国の収入として、あるわけです。この消費税ここだよ、その分はここに使いましたよという、その項目はあまりないと思います、たしか。そして、全体からこの金額を回すよというものが、国政の財政になっているはずですよ。

ですから、どこに回っているかというのは、正確には分かりません。

○議長（大西 智君） 9番、越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） その程度の認識だったら質問する気になりません。

それで、最後にそれじゃあ一つだけ聞いてあげましょう。あなたは今、参議院選挙向けの減税策ではないということを行いました。以前からやっている。では、5%をカットしたら、どのぐらいの消費税の減額になるのですか。

○5番（今野幸子君） 先ほど言ったように。

○議長（大西 智君） ちょっと待ってください。

今野議員、ちょっとお待ちください。

○5番（今野幸子君） はい。

○議長（大西 智君） 越前谷議員、それでいいですか、質問。

○9番（越前谷邦夫君） 二回はそれでいいです。もうする気ないわ。

○議長（大西 智君） 今野議員、5%の関係で今、答弁をお願いします。

○5番（今野幸子君） すみません。5%、はっきりした金額はつかんでいません。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

今野議員、お戻りください。

○5番（今野幸子君） はい。

○議長（大西 智君） これで質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） なければ、次に、原案に賛成者の発言を許します。

2番、小林議員。

○2番（小林真奈美君） はい、お願いします。

先ほど、9番議員のほうから消費税の収入は幾らぐらいあったのかという質問がありましたけれども、一応加藤財務相が答弁で答えた中には、二人以上の勤労家庭の家計調査では、1年間の消費税負担額が約26万5,000円だということで答弁しました。ちょっと全体の金額はあれなのですけれども。

それから、それが今10%の段階なので、5%になると大体12万円ほどに減るということになりませんが、今物価高騰が町民生活を直撃しているのは確かです。意見書案の中では令和2年を基準として、今年3月の消費者物価指数の数値が出されていますが、先日4月の指数が北海道のホームページで確認することができました。それを見ると、さらに指数は上昇しています。食料品が0.6%上昇、それから光熱水道費がこれ多くて1.5%上昇になっています。

この状況の中で、さらに追い打ちをかけるように日本の主食である米不足。町民からも年金だけでは今の物価高騰、生活できない。ぎりぎりで生活しているから、病気など何かあれば、生活ができなくなるなどの不安の声も私自身、多く聞いています。暮らしへの影響はもちろんですが、町内の中小業者への影響も深刻になってくるのではないのでしょうか。

さらには、トランプ関税への不安も強まっています。このような町民の暮らしや、地域の業者の経営の困難を打開して、安心とゆとりをもたらす支援が今すぐ必要です。

この対策として、洞爺湖町でも国からの交付金を活用して、えーるコインなど行っていますが、終わりが見えない物価高騰の中で、一時的な対策ではなくて、恒久的な消費税減税という対策が必要だと思います。

財源の捻出については、消費税が10%になったときに大企業減税がありました。それを、大企業減税の年間11兆円とか、それから1億円を超えると逆に税負担率が減っていく富裕層、大株主優遇の税制を見直すことで賄えると考えます。

共同通信が今月実施した世論調査では、物価高騰対策として消費税の在り方を尋ねたところ、食料品のみ減税をすべきだが33.6%、食料品以外も全て減税すべきだが23.2%、廃止すべきだが16.4%となりました。合わせると73.2%です。洞爺湖町民の思いも、私は同様ではないかと考えます。

町民の生活を守る最前線に立つ議員の皆さんの賛同を求めて、賛成討論とします。ご清聴ありがとうございました。

○議長（大西 智君） これで、討論を終了いたします。

これから、意見書案第1号消費税を緊急に引き下げることを求める意見書（案）についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案に、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大西 智君） 起立、少数です。

したがって、意見書案第1号消費税を緊急的に引き下げることを求める意見書（案）については、否決されました。

◎意見書案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第21、意見書案第2号国民健康保険財政への国庫負担金の増額を求める意見書（案）についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

小林議員。

○2番（小林真奈美君） 意見書案第2号。

令和7年6月16日。

洞爺湖町議会議長、大西智様。

提出議員、小林真奈美。

賛成議員、今野幸子。

国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める意見書（案）について。

会議規則第9条第2項の規定により、上記議案を別紙のとおり提出します。

記。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣。

国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める意見書（案）。

国民健康保険は国民皆保険制度の重要な柱を担っている制度です。しかし、重くのしかかる国保料は、高齢者や自営業者だけでなく、非正規雇用者の拡大の下、所得が低い若者世代、

若い世代や雇用者にとっての生活を圧迫する切実な問題となっています。

国民健康保険財政に関して、国は低所得の方々の保険料軽減処置等として、全国知事会等との協議の結果、毎年約3,400億円の財政支援を行っています。国民健康保険制度改革スタート後も、全国知事会、全国市長会それぞれから3,400億円の確実な実施と合わせ、さらなる公費の投入が必要だと要望が出されています。

国民健康保険がスタートした翌年の1962年当時の首相の諮問機関、社会保障制度審議会では、低所得者が多く、保険料の事業主負担がない国民健康保険は相当額を国庫で負担する必要があり、他の健康保険とのアンバランスは極力是正すべきだと勧告しています。しかし、1984年の国民健康保険法改正によって、国庫負担率が引下げされてしまいました。

国民健康保険には、ほかの保険にない均等割があり、子供にも保険料が付加されています。そのため、子育て世帯にとって重たい負担となっています。子供に関わる均等割は、子育て支援の逆行にほかならず、全国知事会からも要望が提出され、未就学の子供の均等割の減免の実施が始まっていますが、さらなる拡充支援が必要です。

国民健康保険は他の健康保険と比べると、低所得者の割合が多く、また、今後も被保険者の減少が見込まれている一方で、1人当たりの医療費は増加傾向にあります。公的医療保険は、国民に平等に医療を保障するための仕組みであり、加入する保険によって負担に大きな格差があることは、社会の公平、公正を欠くものになってしまいます。

国民健康保険の安定的かつ持続的運営ができるよう、国保財政基盤の拡充、強化を図るための国庫負担割合の引上げ等が必要です。よって、政府においては、国民健康保険財政への国庫負担の増額を行うことを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和7年6月16日。

北海道虻田郡洞爺湖町議会議長、大西智。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（大西 智君） 説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

9番、越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） 1点だけ質問させてもらいます。

国は低所得の方々等々に含めて、保険料の権限処置等とっているわけではありますが、そして、3,400億円に合わせて、また増やしてくれということなのだけでも、どのぐらい増やしたら、あなた方は満足するのですか。その金額を教えてください。

国保状況がこうだから、どのぐらい増やさなければ安定した国保会計にならないという見解をお持ちなのか、お願いいたします。

○議長（大西 智君） 小林議員。

○2番（小林真奈美君） 多分、越前谷議員から数値的なこと聞かれるのではないかと想定していましたけれども、ちょっと想定外の質問でした。

それで、どれくらいの金額があれば、今回の国民保険の3,400億円よりプラス幾らであればということなのですけれども、それについては申し訳ありません。私のほうで把握していませんでした。

ただ、先日令和6年度の洞爺湖町の事務に関する報告書というのが出ていまして、その中には国民健康保険料を町民がどのくらい受けていて、どのくらい支払っているかというのが出ていますので、そこをご覧になれば結構な金額。年度的にはそんなに大幅に負担額が増えていたりとかはしていないのですけれども、やっぱり国民健康保険受けている被保険者の方々にとってはかなり高額な金額ではないかと私のほうでは、この数値を見て思っています。

答えになっていなくて申し訳ありませんが、このような状況でぜひご理解をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

これで質疑を終了いたします。

小林議員、お戻りください。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

まず、反対者の発言なのですけれども。

なければ次に、賛成者の発言を許します。

5番、今野議員。

○5番（今野幸子君） 意見書（案）第2号国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める意見書（案）について、賛成の立場で討論させていただきます。

日本の公的医療保険は全ての国民に平等に医療を保障するものですが、同じ収入で同じ家族構成、世帯であっても、加入する保険が国民健康保険とまた別に協会けんぽなどの保険料を比べると大きく異なります。

また、国民健康保険にはほかの保険にはない均等割があり、子供一人一人にかけられるもので、少子化対策には逆行するものです。国保加入者の多くは、低所得者が多く、国保加入者の44.8%は65歳から74歳が占めており、高齢化とともに、病院を受診することも多くなります。

そういったことから、国保には医療費を必要とする年齢層が多く加入しており、年金生活者または無職、そしてそれに加え派遣など非正規雇用の増加が増えております。そういったことから、国保加入者も多く、洞爺湖町でも令和3年度まで、末では、町の人口に占める国保加入者の割合は26.1%とほぼ3.7人に人が国保加入者となっています。

国保を守るには、国庫負担の増により、国保財政基盤の拡充と強化が必要になっておりますことから、意見書案第2号国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める意見書（案）に賛成します。

○議長（大西 智君） これで、討論を終了いたします。

これから、意見書案第2号国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める意見書（案）についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案に、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大西 智君） 起立、少数です。

したがって、意見書案第2号国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める意見書（案）については、否決されました。

◎意見書案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第22、意見書案第3号戦後80周年にあたり歴史の教訓に向き合い平和な世界に向けた立場を表明する談話を発することを求める意見書（案）についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

小林議員。

○2番（小林真奈美君） 意見書案第3号。

令和7年6月16日。

洞爺湖町議会議長、大西智様。

提出議員、小林真奈美。

賛成議員、今野幸子。

戦後80周年にあたり歴史の教訓に向き合い平和な世界に向けた立場を表明する談話を発することを求める意見書（案）。

会議規則第9条第2項の規定により、上記議案を別紙のとおり提出します。

記。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣。

戦後80周年にあたり歴史の教訓に向き合い平和な世界に向けた立場を表明する談話を発することを求める意見書（案）。

政府は戦後50年、60年、70年、70年の節目に閣議決定を経た首相談話を発表してきました。50年の村山談話では、植民地支配と侵略について、痛切な反省と心からのおわびを表明し、60年の小泉談話でも、基本的にその姿勢が踏襲されました。70年の安倍談話では、反省とおわびなどの言葉を使いながらも、未来志向を強調する内容となりました。

戦後80周年を前に、昨年、日本原水爆被害者団体協議会がノーベル平和賞を受賞しました。被爆者の皆さんが、被爆の実相と核兵器の非人道性を語り広げてきたことが、核兵器の使用をタブーとする世論を築いてきたことによるものです。

今、世界では軍事的な緊張の高まりがある一方で、ASEAN（東南アジア諸国連合）に見られるように、軍事的対立ではなく、包摂的な平和交渉によって緊張を緩和する平和の潮流も生まれています。

戦後80周年の節目となる今年、政府においては戦争の歴史の教訓に真摯に向き合い、再び

戦争の惨禍が起こることのないように、包摂と対話による平和な世界へ貢献する意思を表明することを求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和7年6月16日。

北海道虻田郡洞爺湖町議会議長、大西智。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（大西 智君） 説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

9番、越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） 提出者に質問いたします。

私もちょうど戦前なのですね、4月8日ですから、生まれでですね。私は、暴露しますけれども、東京にいたとき、全学連の一員で走り回っていた一人なのですけども、そのときは安保条約反対ということで随分火花を散らしたわけですよ。

ところが今、アメリカの核の中で、やはり安全保障条約によって日本の国が守られていながら、今心配されるのは有事が一番心配されますよね。有事が心配されると当然、安全保障条約というのが効力を発揮するだろうという、逆に言えば私は学生時代よりも、そういう期待感を持っているのですが、提出者は安保条約に対してどのような見解をお持ちなのでしょうか。

○議長（大西 智君） 小林議員。

○2番（小林真奈美君） 私は1961年生まれなので、ちょうど安保条約のことがすごく日本の中で話題になっていた時期に生まれました。

そのときの、いろんな状況については記録映像でしか見ることはできないのですが、今の日本の状況は、安保条約があるからこそ、私は逆にアメリカの言いなりになって、もしもアメリカが他国に戦争を仕掛けたら、日本も一緒になって敵地攻撃とかしなければいけない状況になるのではないかと、私は逆に思っています。

それと、沖縄に私、何回か行っているのですが、平和の礎には必ず行っています。そのときに、平和の礎、私、倶知安町にいたときは、倶知安町の人たちを見ていたのですが、今回も行かせてもらったときには、洞爺湖町の住民の名前を見させてもらいましたけれども、沖縄戦の状況を、実相を知るときに、本当にやっぱり戦争は絶対やってはいけないんだと、憲法の前文にあるように。やっぱり私は日本人として、沖縄に行くたびにそう思っています。

ほかの原爆の関係もそうですけれども、だからこそ、今の安保条約、米軍の基地あり、米軍への思いやり予算があり、こんなに大変な財政状況だと言われている中で、莫大なお金が米軍のために使われている。そして、米軍と共同で自衛隊員も共同演習訓練されている。

そういう状況に関しては、私はちょっと言葉足らずかもしれませんが、安保条約は本当に不平等な条約だと思っています。それよりも、対等にアメリカだけでなく、アジアに対しても、平等に私は物を言える日本で、平和に対して物言える日本であることが私は必

要ではないかなというふうに思っています。

以上です。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） これで質疑を終了いたします。

小林議員、お戻りください。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） なければ、次に、原案に賛成者の発言を許します。

5番、今野議員。

○5番（今野幸子君） それでは、意見書案第3号戦後80周年にあたり歴史の教訓に向き合い、平和な世界に向けた立場を表明する談話を発表することを求める意見書（案）に賛成の立場で討論させていただきます。

これまで、政府は戦後50年、60年、70年の節目で閣議決定を得た首相談話が発表されてきました。なぜあの戦争を始めたのか、なぜ避けることができなかつたのか、継承するのは80年の今年が極めて大事だと、談話発表に前向きな発言を繰り返してきた石破首相が現在、ウクライナとパレスチナ自治区のガザ地区では、国際法を無視した泥沼の戦争で甚大な犠牲を強いられる、台湾情勢をめぐる緊張が続いております。厳しい国際情勢の中で、談話を見送ることがあれば、平和の構築に消極的だと誤ったメッセージを国内外に送ることになりかねません。

緊張ある世界情勢、戦争を体験した世代が減り、継承が難しい時代に向かっています。談話を出す異議は一層高まっております。ノーベル平和賞を受賞した原水爆被害者団体のいるこの日本で、平和を目指し、国の指導者として首相の談話は、ますます重要な意味をもつものになっています。

このようなことから、意見書（案）第3号戦後80周年にあたり歴史の教訓に向き合い平和な世界に向けた立場を表明する談話を発信することを求める意見書（案）に賛成します。

また、洞爺湖町非核平和の町宣言を掲げるこの洞爺湖町と、洞爺湖町議会として、ぜひ賛成をいただき、国政へ送り出してくださいませよう、お願いします。

○議長（大西 智君） これで、討論を終了いたします。

これから、意見書案第3号戦後80周年にあたり歴史の教訓に向き合い平和な世界に向けた立場を表明する談話を発することを求める意見書（案）についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案に、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大西 智君） 起立、少数です。

したがって、意見書案第3号戦後80周年にあたり歴史の教訓に向き合い平和な世界に向けた立場を表明する談話を発することを求める意見書（案）については、否決されました。

◎意見書案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第23、意見書案第4号ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書（案）についてを議題といたします。
提出者の説明を求めます。

石川邦子議員。

○1番（石川邦子君） 読み上げまして、ご提案を申し上げます。

意見書案第4号。

令和7年6月16日。

洞爺湖町議会議長、大西智様。

提出議員、石川邦子、大屋治、五十嵐篤雄、今野幸子、石川諭、板垣正人。経済常任委員会委員全員であります。

ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書（案）について。

会議規則第9条第3項の規定により、上記議案を別紙のとおり提出します。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣。

裏面でございます。

ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書（案）。

本道の森林は全国の森林面積のおよそ四分の一を占め、地球温暖化防止や国土の保全、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要がある。

全国一の森林資源を有する北海道において、本町と道が連携し、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや、長期間炭素を固定する木材利用の促進、化石燃料の代替となる木質バイオマスの利用促進など、森林吸収源対策を積極的に推進する責務を担っている。

本町をはじめ、道内各地域では、森林資源の循環利用に向けて、森林整備事業や治山事業など、国の事業を活用し植林、間伐や路網の整備、優良種苗の安定供給、山地災害の防止、木造建築物の整備、森林づくりを担う人材の育成など、様々な取組を進めてきたところである。

本道の森林を将来の世代に引き継ぎ、環境への負荷の少ない循環型社会の形成に貢献するためには、活力ある森林づくりや、道産木材の利用、防災・減災対策を一層進め、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記。

1、地球温暖化や山地災害の防止など森林の多面的機能の持続的な発揮に向けて、新たに策定された国土強靱化実施中期計画に基づき、伐採後の着実な植林、適切な間伐、路網の整備や防災・減災対策の推進に必要な予算を十分に確保すること。

2、森林資源の循環利用を推進するため、優良種苗の安定供給、鳥獣害・病虫害など森林被害対策、ICT等の活用によるスマート林業の推進、木材加工・流通体制の強化、建築物の木造・木質化や木質バイオマスの熱利用の促進などによる道産木材の需要拡大、外国人材を含めた森林づくりを担う多様な人材の育成・確保などに必要な支援を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和7年6月16日。

北海道虻田郡洞爺湖町議会議長、大西智。

以上です。

○議長（大西 智君） 説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

石川邦子議員、お戻りください。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、意見書案第4号ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書（案）についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第4号ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書（案）については、原案のとおり可決されました。

◎承認第1号議員の派遣について

○議長（大西 智君） 日程第24、承認第1号議員の派遣についてを議題といたします。

議員の派遣の件については、お手元に配付のとおりであります。

お諮りいたします。

原案のとおり、派遣することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、原案のとおり、派遣することに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（大西 智君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

明日から9月の定例日の前日までは休会となっておりますので、ご承知願います。

本日は、これをもって散会いたします。

（午後 3時30分）

会議の経過は以上のとおり相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員